

官報

号外 昭和三十五年十二月十七日

第三十七回 衆議院會議録 第八号

昭和三十五年十二月十七日(土曜日)

議事日程 第七号

昭和三十五年十二月十七日

午後一時開議

第一 国際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第二 日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

第四 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 海外經濟協力基金法案(内閣提出)

第六 中国地方開發促進法案(遠藤三郎君外四十二名提出)

第七 北陸地方開發促進法案(田中角榮君外二十二名提出)

第八 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件
日本銀行政策委員會委員長任命につき同意を求めるの件
公共企業体等労働委員會委員長任命につき同意を求めるの件
社会保険審査會委員長任命につき事後の承認を求めるの件
昭和三十五年度一般會計予算補正(第一号)
昭和三十五年年度特別會計予算補正(特第一号)
日程第一 国際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)
日程第二 日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
日程第四 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 海外經濟協力基金法案(内閣提出)
日程第六 中国地方開發促進法案(遠藤三郎君外四十二名提出)
日程第七 北陸地方開發促進法案(田中角榮君外二十二名提出)
日程第八 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第九 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)
特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
行政機關職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
昭和三十五年度分の地方交付税の特例に關する法律案(内閣提出)

午後四時十八分開議
○議長(清瀬一郎君) これより會議を開きます。

日本銀行政策委員會委員長任命につき同意を求めるの件
○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

内閣から、日本銀行政策委員會委員長に千金良宗三郎君を任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定によつて本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

公共企業体等労働委員會委員長任命につき同意を求めるの件
○議長(清瀬一郎君) 次に、公共企業体等労働委員會委員長に兼子一君、峯村光郎君、阪田泰二君、石川吉右衛門君、銅手眞吾君を任命したいので、公共企業体等労働關係法第二十条第二項の規定によつて本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ございませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、同意を与えるに決しました。

昭和三十五年十二月十七日 衆議院會議録第八号 昭和三十五年度一般会計予算補正(第一号)外一件

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

社会保険審査会委員任命につき事後の承認を求めるの件

○議長(清瀬一郎君) 次に、社会保険

審査会委員に阪部英雄君、細田徳壽君、石井通則君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第三項の規定によってその事後の承認を得たいとの申し出がございす。右申し出の通り承認を与えるに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、承認を与えるに決しました。
昭和三十五年度一般会計予算補正(第一号)
昭和三十五年度特別会計予算補正(特第一号)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。
すなわち、この際、昭和三十五年度一般会計予算補正(第一号)、昭和三十五年度特別会計予算補正(特第一号)、右両件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を速められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。
昭和三十五年度一般会計予算補正(第一号)、昭和三十五年度特別会計予算補正(特第一号)、右両件を一括して議題といたします。

昭和三十五年度一般会計予算補正(第一号) 右 国会に提出する。
昭和三十五年十二月九日

内閣総理大臣 堀田 勇人

昭和三十五年度一般会計予算補正 予算補正総則 第1条 既定の昭和三十五年度歳入歳出予算を下記により補正する。

区 分	歳 入(円)	歳 出(円)
昭和三十五年度成立予算額	1,569,674,702,000	1,569,674,702,000
追 加 額	157,221,000,000	151,416,000,000
補正額		
修正減少額	5,805,000,000	0
差 引 額	151,416,000,000	151,416,000,000
改昭和三十五年度予算額	1,721,090,702,000	1,721,090,702,000

上記補正額の主管又は所管及び組織別の区分並びに組織内における歳入の性質別の部・款・項の区分及び歳出の目的別の項の区分は、「甲号歳入歳出予算補正」による。
第2条 国が財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」による。
第3条 国が昭和35年度において、財政法第15条第1項の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」による。

第4条 歳入予算補正の明細は、別に添附する「歳入予算補正明細書」に掲げる。
第5条 歳出予算補正、繰越明許費補正及び国庫債務負担行為補正の内訳は、別に添附する各省各庁の「予算経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」に掲げる。

甲号 歳入歳出予算補正 歳 入

大 蔵 省 主 管	
(追加額) 租税及印紙収入	154,199,000,000
(部) 租 税	153,984,000,000
(項) 所 得 税	20,758,000,000
(部) 酒 税	88,710,000,000
(項) 酒 類 税	21,605,000,000
(部) 物 品 税	8,870,000,000
(項) 有 価 証 券 取 引 税	4,588,000,000
(部) 関 税	9,168,000,000
(項) 印 紙 収 入	505,000,000
(部) 印 紙 収 入	505,000,000
(項) 修正減少額	0
(部) 租 税 及 印 紙 収 入	5,805,000,000
(項) 租 税	5,805,000,000
(部) 所 得 税	0
(項) 所 得 税	5,805,000,000
大蔵省主管補正額合計	148,394,000,000

郵政省主管

(追) 加 額 (部) 租稅及印紙收入 3,022,000,000
(項) 加 額 (項) 印紙收入 3,022,000,000
(追) 加 額 (項) 補正額合計 151,416,000,000

國會所管

(組織) 衆議院 319,188,000
(追) 加 額 (項) 衆議院
(組織) 參議院 220,766,000
(追) 加 額 (項) 參議院
(組織) 國立國會圖書館 17,212,000
(追) 加 額 (項) 國立國會圖書館
(組織) 裁判官訴訟委員會 289,000
(追) 加 額 (項) 裁判官訴訟委員會
(組織) 裁判官彈劾裁判所 739,000
(追) 加 額 (項) 裁判官彈劾裁判所
(組織) 國會所管補正額合計 558,194,000

裁判所所管

(組織) 裁判所 122,280,000
(追) 加 額 (項) 裁判所
(組織) 最高裁判所 10,524,000
(追) 加 額 (項) 最高裁判所
(組織) 高等裁判所 34,561,000
(追) 加 額 (項) 高等裁判所
(組織) 地方裁判所 478,614,000
(追) 加 額 (項) 地方裁判所
(組織) 家庭裁判所 97,387,000
(追) 加 額 (項) 家庭裁判所
(組織) 會計検査院所管 743,326,000

會計検査院所管

(組織) 會計検査院 35,214,000
(追) 加 額 (項) 會計検査院
(組織) 内閣官房

(追) 加 額 (項) 内閣官房

7,381,000

(追) 加 額 (項) 法制局

8,080,000

(追) 加 額 (項) 人事院

15,247,000

(追) 加 額 (項) 人事院

526,000

(追) 加 額 (項) 憲法調查會

522,000

(追) 加 額 (項) 國防會議

26,756,000

(追) 加 額 (項) 內閣所管補正額合計

47,104,000

(追) 加 額 (項) 總理府

2,034,000

(追) 加 額 (項) 總理府

2,115,000

(追) 加 額 (項) 統計調查會

2,130,000

(追) 加 額 (項) 學術會議

654,000

(追) 加 額 (項) 公正取引委員會

54,037,000

(追) 加 額 (項) 公正取引委員會

6,522,000

(追) 加 額 (項) 警察廳

369,326,000

(追) 加 額 (項) 警察廳

1,722,000

[illegible]

旧外地関係整理事務費	302,000
移住振興費	369,000
計	40,213,000
(組織) 在外公館	
(追加) 在外公館	38,501,000
(項) 在外公館	78,714,000
外務省所管補正額合計	
大蔵省所管	
(組織) 大蔵本省	
(追加) 大蔵本省	159,780,000
(項) 大蔵本省	388,000
税関職員養成訓練費	6,800,000,000
賠償等特殊徴収事務処理費	12,000,000,000
産業投資特別会計繰入費	2,000,000,000
計	20,960,168,000
(組織) 財務局	
(追加) 財務局	109,526,000
(項) 財務局	
(組織) 税関	
(追加) 税関	105,704,000
(項) 税関	23,779,000
税関派出諸費	129,483,000
計	
(組織) 国片	
(追加) 国片	1,354,009,000
(項) 国片	5,467,000
税務職員養成訓練費	1,359,476,000
計	22,558,653,000
大蔵省所管補正額合計	
文部省所管	
(組織) 文部本省	
(追加) 文部本省	206,329,000
(項) 文部本省	1,656,000
日本ユネスコ国内委員会	125,000
日本芸術院	144,000
日本学士院	371,000
教育及研究施設運営費	
初等中等教育助成費	12,752,000

育英及学徒援護事業費	13,121,000
学校給食費	1,881,000
国立競技場運営費	1,935,000
公立文教施設整備費補助	4,006,363,000
義務教育費国庫負担金	11,994,607,000
養護学校教育費国庫負担金	30,288,000
国立科学博物館	3,373,000
国立近代美術館	1,030,000
国立西洋美術館	154,000
計	16,274,029,000
(組織) 国立学校	
(追加) 国立学校	2,094,089,000
(項) 国立学校	889,985,000
国立大学附属医院	31,906,000
国立大学附置研究所	3,015,990,000
計	
(組織) 文部省試験研究機関	
(追加) 文部省試験研究機関	2,746,000
(項) 文部省試験研究機関	1,607,000
国立教育研究所	2,138,000
統計数理研究所	266,000
国立道伝学研究所	823,000
国立国語研究所	7,580,000
計	
(組織) 文化財保護委員会	
(追加) 文化財保護委員会	4,120,000
(項) 文化財保護委員会	7,126,000
国立文化財研究所	2,382,000
国立文化財研究所	13,628,000
計	19,311,227,000
文部省所管補正額合計	
厚生省所管	
(組織) 厚生本省	
(追加) 厚生本省	168,038,000
(項) 厚生本省	475,000
国立公園等運営費	4,598,000
国立公園等調査費	
厚生統計調査費	
保健衛生諸費	8,673,000

精神衛生費補助費	179,348,000	國立保健所	135,000
保健對策費	109,140,000	國立ろゝろ者更生指導所	764,000
子活保險費	1,280,000	國立教養院	28,000
生保險費	892,000	國立精神薄弱児童養護院	1,843,000
社會保險費	3,767,851,000	計	7,280,000
婦人保險費	3,242,000	(組織) 厚生省地方官署	
兒童保險費	2,785,000	(追加額)	
社會保險費	446,686,000	(項) 醫務出張所	4,282,000
國民健康保險助成費	101,027,000	麻薬取締官事務所	4,276,000
國民年金等事務取扱費	5,211,151,000	計	8,558,000
在日朝鮮人帰還援護費	133,796,000	厚生省所管補正額合計	10,758,238,000
計	105,844,000		
(組織) 厚生省試験研究機關	10,234,327,000		
(追加額)		(組織) 農林本省	
(項) 人口問題研究所	355,000	(追加額)	
國立公衆衛生研究所	6,835,000	(項) 農林本省	231,209,000
國立精神衛生研究所	1,145,000	農村振興費	51,712,000
國立米穀衛生研究所	1,779,000	農林漁業統計調査費	1,463,057,000
國立予防衛生研究所	9,793,000	開拓者助成費	92,000
國立衛生試驗所	959,000	自作農創設維持助成費	9,157,000
計	7,357,000	農山漁村建設総合対策費	15,928,000
(組織) 疫病研究所	28,223,000	都道府県農業試験場費補助	1,224,000
(追加額)		農産物増産対策費	3,896,000
(項) 疫病研究所	14,171,000	農業改良普及事業費補助	6,120,000
(組織) 結核療養所	425,065,000	蚕糸業振興費	121,353,000
(追加額)		干支改良事業費	6,992,000
(項) 結核療養所	30,298,000	土地改良事業費	470,327,000
國立結核療養所	8,068,000	土地改良事業費	8,536,000
國立精神療養所	1,499,000	土地改良開拓事業等附帶事務費	22,290,000
國立脊髄療養所	747,000	伊勢灣高潮対策事業費	1,429,000
國立療養所看護婦養成費	465,877,000	予り地震津波災害地域津波対策事業費	1,560,597,000
計		昭和35年発生農業施設災害関連事業費	79,892,000
(組織) 國立更生保護機關		農業施設災害復旧事業費	60,417,000
(追加額)		昭和35年発生農業施設災害復旧事業費	5,565,918,000
(項) 國立光明寮	2,768,000	計	1,371,126,000
國立身体障害者更生指導所	2,242,000		11,050,272,000

(組織)	農林本省試験研究機	
(追加)	農業技術研究所	18,103,000
(追加)	農業試驗場	50,158,000
(追加)	農業綜合研究所	1,459,000
(追加)	農業試驗場	15,576,000
(追加)	農業衛生試驗場	6,493,000
(追加)	農業衛生血液研究所	473,000
(追加)	農業衛生血液研究所	92,263,000
(組織)	農林本省検査指導機	
(追加)	肥料検査所	1,592,000
(追加)	農産品検査所	172,000
(追加)	農産品検査所	1,220,000
(追加)	農産品検査所	11,016,000
(追加)	農産品検査所	548,000
(追加)	農産品検査所	185,000
(追加)	農産品検査所	3,038,000
(追加)	農産品検査所	1,936,000
(追加)	農産品検査所	344,000
(追加)	農産品検査所	3,140,000
(追加)	農産品検査所	19,824,000
(追加)	農産品検査所	42,987,000
(組織)	農林本省地方官署	
(追加)	農地事務局	36,725,000
(追加)	農地事務局	25,780,000
(追加)	農地事務局	317,711,000
(追加)	農地事務局	380,216,000
(組織)	農林本省	
(追加)	農産品検査所	3,130,000
(追加)	農産品検査所	19,000,000,000
(追加)	農産品検査所	1,900,000,000
(追加)	農産品検査所	1,625,000
(追加)	農産品検査所	20,904,755,000
(追加)	農産品検査所	5,556,000

(組織)	林業振興費	22,438,000
(追加)	昭和35年発生山林施設災害関連事業費	1,489,000
(追加)	山林施設災害復旧事業費	518,452,000
(追加)	昭和35年発生山林施設災害復旧事業費	105,643,000
(追加)	林業試験場	22,890,000
(追加)	林業試験場	676,463,000
(組織)	水産庁	
(追加)	漁業調査採取費	5,354,000
(追加)	漁業調査採取費	146,000
(追加)	漁業調査採取費	155,199,000
(追加)	漁業調査採取費	62,000,000
(追加)	漁業調査採取費	523,000,000
(追加)	漁業調査採取費	168,216,000
(追加)	漁業調査採取費	18,614,000
(追加)	漁業調査採取費	649,199,000
(追加)	漁業調査採取費	209,885,000
(追加)	漁業調査採取費	13,723,000
(追加)	漁業調査採取費	378,000
(追加)	漁業調査採取費	35,000
(追加)	漁業調査採取費	311,000
(追加)	漁業調査採取費	4,262,000
(追加)	漁業調査採取費	1,310,922,000
(追加)	漁業調査採取費	34,957,858,000
(組織)	農林省所管補正額合計	
(追加)	通商産業省所管	186,405,000
(追加)	通商産業省所管	7,890,000
(追加)	通商産業省所管	6,224,000
(追加)	通商産業省所管	200,489,000
(追加)	通商産業省所管	4,767,000
(追加)	通商産業省所管	6,836,000

機 械 試 驗 所	5,180,000	(組織) 運輸省地方官署	50,836,000
東京工業技術試驗所	8,258,000	(追加) 運輸省地方官署	77,170,000
大阪工業技術試驗所	1,324,000	(追加) 運輸省地方官署	29,989,000
名古屋工業技術試驗所	7,594,000	(追加) 運輸省地方官署	4,184,000
燃料工業研究所	2,545,000	(追加) 運輸省地方官署	162,179,000
纖維工業研究所	1,577,000	(追加) 運輸省地方官署	
地質調查所	15,357,000	(追加) 運輸省地方官署	
電氣技術試驗所	20,764,000	(追加) 運輸省地方官署	
産業技術試驗所	4,785,000	(追加) 運輸省地方官署	
資源技術試驗所	5,987,000	(追加) 運輸省地方官署	
計	84,985,000	(追加) 運輸省地方官署	
(組織) 特許庁		(追加) 運輸省地方官署	3,191,000
(追加) 特許庁	14,899,000	(追加) 運輸省地方官署	156,066,000
(組織) 中小企業庁		(追加) 運輸省地方官署	42,634,000
(追加) 中小企業庁	2,592,000	(追加) 運輸省地方官署	198,700,000
(組織) 中小企業対策費	1,593,000	(追加) 運輸省地方官署	
計	4,185,000	(追加) 運輸省地方官署	10,229,000
(組織) 通商産業局		(追加) 運輸省地方官署	
(追加) 通商産業局	72,285,000	(追加) 運輸省地方官署	379,000
(組織) 通商産業省所管補正額合計	376,843,000	(追加) 運輸省地方官署	
(組織) 運輸省		(追加) 運輸省地方官署	131,398,000
(追加) 運輸省	147,240,000	(追加) 運輸省地方官署	4,822,000
(組織) 特定港灣施設工事特別會計(輸入)	14,202,000	(追加) 運輸省地方官署	1,549,000
伊勢湾高潮対策事業費	869,000,000	(追加) 運輸省地方官署	187,769,000
予口地震津波災害地域津波対策事業費	35,860,000	(追加) 運輸省地方官署	
昭和35年発生港灣施設災害関連事業費	16,108,000	(追加) 運輸省地方官署	
昭和35年発生港灣施設災害復旧事業費	258,472,000	(追加) 運輸省地方官署	8,039,000
空港整備事業費	124,000,000	(追加) 運輸省地方官署	3,647,000
港灣等事業附帯事務費	753,000	(追加) 運輸省地方官署	12,517,000
計	1,565,635,000	(追加) 運輸省地方官署	8,988,000
		(追加) 運輸省地方官署	1,345,000
		(追加) 運輸省地方官署	21,497,000
		(追加) 運輸省地方官署	2,107,618,000

		郵政省所管	
(組織)	郵政本省		
(追加)	郵政研究省	20,134,000	
(項)	電波研究所	9,846,000	
計		29,980,000	
(組織)	地方電波監理局		
(追加)	地方電波監理局	49,280,000	
(項)	郵政省所管補正額合計	79,260,000	
		労働省所管	
(組織)	労働本省		
(追加)	労働本省	69,838,000	
(項)	職業訓練事業費補助金	24,197,000	
	失業対策事業費補助金	113,000,000	
	失業保険費負担金	353,710,000	
	住居等保護費負担金	108,660,000	
	産業安全研究所	1,201,000	
	労働衛生研究所	1,713,000	
計		672,419,000	
(組織)	労働委員会		
(項)	中央労働委員会	2,023,000	
	公共企業体等労働委員会	4,705,000	
計		6,728,000	
(組織)	労働省地方官署		
(項)	労働保護官署	98,656,000	
	職業官署	226,843,000	
計		325,499,000	
労働省所管補正額合計		1,004,646,000	
		建設省所管	
(組織)	建設本省		
(項)	建設本省	22,756,000	
	防火建築造成費補助	13,932,000	
	水防資材緊急整備費補助	12,310,000	
	治水特別会計へ繰入	244,749,000	
	道路整備事業費	179,037,000	
	伊勢湾南潮対策事業費	3,530,783,000	

		農林省所管	
(組織)	農林本省		
(追加)	農林本省	119,968,000	
(項)	昭和三十五年河川等災害復旧事業費	255,062,000	
	昭和三十五年河川等災害復旧事業費	7,393,537,000	
	昭和三十五年河川等災害復旧事業費	5,623,859,000	
	昭和三十五年河川等災害復旧事業費	2,261,000	
	昭和三十五年河川等災害復旧事業費	3,595,000	
	昭和三十五年河川等災害復旧事業費	30,853,000	
	昭和三十五年河川等災害復旧事業費	17,372,702,000	
計		14,412,000	
(組織)	地理調査所		
(追加)	地理調査所	930,000	
(項)	建設省試験研究機関	903,000	
	土木研究所	1,833,000	
計		3,693,000	
(組織)	地方建設局		
(追加)	地方建設局	17,392,640,000	
(項)	建設省所管補正額合計		
(組織)	自治本省		
(追加)	自治本省	6,777,000	
(項)	自治本省	2,057,000	
	奄美群島職員設置費	31,000	
	新市町村建設促進費	36,077,184,000	
	交付税及び配付金	88,000	
	特別会計へ繰入	36,086,137,000	
計		713,000	
(組織)	消防片		
(追加)	消防片	36,086,850,000	
(項)	自治省所管補正額合計	151,416,000,000	
丙号	建設明許費補正		
(組織)	農林本省		
(追加)	農林本省		
(項)	昭和三十五年河川等災害復旧事業費		

昭和三十五年十二月九日

内閣総理大臣 坂田 勇人

昭和35年度特別会計予算補正
予算補正総則

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和35年度歳入歳出予算補正を、「甲号歳入歳出予算補正」の
とおり定める。

大蔵省所管

資金運用部

産業投資部
賠償等特殊債務処理
交付税及び譲与税配付金

大蔵省及び自治省所管
厚生省所管
農林省所管

厚生立病院
食糧共済再保険
農業共済再保険
森林火災再保険
漁船者融資保証保険
開拓者融資保証保険
中小漁業融資保証保険
特定土地改良工事
特定港湾施設工事
特定港灣施設工事
郵便貯蓄
簡易生命保険及郵便年金
労働者災害補償保険
失業業保険
道路整備
治水

運輸省所管

(組織) 運輸本省

(項) テリ地震津波災害地域津波対策事業費
(項) 昭和35年発生港湾施設災害関連事業費
(項) 昭和35年発生港湾施設災害復旧事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度へ繰り越して使用することができる。

建設省所管

(組織) 建設本省

(項) テリ地震津波災害地域津波対策事業費
(項) 昭和35年発生河川等災害関連事業費
(項) 昭和35年発生河川等災害復旧事業費
(項) 昭和35年発生都市災害復旧事業費

上記の経費は、本年度の支出残額を翌年度へ繰り越して使用することができる。

丁号 国庫債務負担行為補正

運輸省所管

(組織) 海上保安庁

(事項) 南極地域観測用ヘリコプター部品購入
国は、南極地域観測用ヘリコプターの修理用部品購入のため、22,153,000円を限り、昭和36年度において国庫の負担となる契約を昭和35年度において結ぶことができる。

昭和三十五年財政年度(平成一年)

右

国庫に課税する。

第2条 各特別会計の歳入歳出予算補正の内訳は、別に添附する各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」に掲げる。

第3条 食糧管理特別会計において、食糧管理特別会計法(大正10年法律第37号)第2条から第4条までの規定により昭和35年度において借入れをし、証券を発行し、若しくは一時借入金と借り入れ、又は国庫余裕金の繰替使用をしていることができる金額の最高額を510,000,000円と定める。

第4条 昭和35年度特別会計予算総則第10条第1項中、郵政事業特別会計において給与準則の適用を受ける職員に対して支給する給与の総額「97,225,821,000円」を「100,419,988,000円」に改める。

甲号 歳入歳出予算補正
大蔵省 所管

資金運用部
歳入

(追 加 額)
(項) 資金運用収入
2,622,036,000

出

2,622,036,000

(追 加 額)
(項) 事業託金へ繰入
5,947,000
1,464,462,000
1,151,627,000
2,622,036,000

産業投資
歳入

(追 加 額)
(項) 前年度剰余金受入
2,500,000,000

(項) 前年度剰余金受入

2,500,000,000

(項) 一般会計より受入
12,000,000,000

(項) 一般会計より受入
14,500,000,000

(追 加 額)
(項) 産業投資支出
14,500,000,000

賠償等特殊債務処理
歳入

(追 加 額)
(項) 一般会計より受入
6,800,000,000

(項) 一般会計より受入

6,800,000,000

(追 加 額)
(項) 賠償等特殊債務処理費
6,800,000,000

大蔵省及び自治省所管

交付税及び歳予税配付金
歳入

(追 加 額)
(項) 他会計より受入
36,077,184,000

(項) 一般会計より受入
歳入 36,077,184,000

出

(追 加 額)
(項) 地方交付税交付金
35,701,380,000

(項) 臨時地方特別交付金
375,804,000

計 36,077,184,000

厚生省所管 厚生保険

業務勘定 歳入

(追 加 額)
(項) 他会計より受入
101,027,000

(項) 一般会計より受入
101,027,000

歳入

(追 加 額)
(項) 業務取扱い費
101,027,000

(追 加 額)
(項) 病院収入
568,949,000

(項) 診療収入
568,949,000

(項) 積立金より受入
238,000,000

(項) 積立金より受入
806,949,000

(追 加 額)
(項) 病院経費
806,617,000

(項) 看護経費
332,000

計 806,949,000

農林省所管 食糧管理

国内米管理勘定 歳入

(追 加 額)
(項) 食糧管理収入
16,636,183,000

(項) 食糧国内米より受入
16,636,183,000

(項) 其他勘定より受入
40,561,264,000

(項) 其他勘定より受入
57,247,447,000

(追加) 額) 内 米 買 入 費 出 (項) 国 内 米 買 入 費 42,322,875,000 他 国 米 買 入 費 4,258,629,000 予 備 計 3,207,908,000 計 10,000,000,000 45,789,413,000	(追加) 額) 入 (款) 他 会 計 より 受 入 1,784,000 (項) 一 般 会 計 より 受 入 1,784,000 (款) 前 年 度 剩 余 金 受 入 859,000 (項) 前 年 度 剩 余 金 受 入 計 859,000 計 2,643,000
業 務 勘 定 入 (追加) 額) 987,675,000 (款) 他 勘 定 より 受 入 987,675,000 (項) 他 勘 定 より 受 入 (修正) 減 少 額) 193,421,000 (款) 他 勘 定 より 受 入 193,421,000 (項) 他 勘 定 より 受 入 193,421,000 歳 入 補 正 額 764,254,000	(追加) 額) 出 (項) 農 業 共 済 再 保 險 業 務 費 3,143,000 (修正) 減 少 額) 500,000 (項) 予 備 費 2,643,000 歳 出 補 正 額 森 林 火 災 保 險 出 2,643,000
(追加) 額) 754,702,000 (項) 事 務 費 754,702,000 調 整 勘 定 入 (追加) 額) 19,000,000,000 (款) 他 会 計 より 受 入 19,000,000,000 (項) 一 般 会 計 より 受 入 3,007,461,000 (款) 他 勘 定 より 受 入 3,007,461,000 (項) 他 勘 定 より 受 入 17,601,997,000 (款) 食 糧 証 券 及 借 入 金 収 入 17,601,997,000 (項) 食 糧 証 券 及 借 入 金 収 入 計 39,608,458,000	(追加) 額) 漁 船 再 保 險 出 1,813,000 (項) 森 林 火 災 保 險 業 務 費 1,813,000 (修正) 減 少 額) 1,813,000 (項) 予 備 費 1,813,000 歳 出 補 正 額 0
(追加) 額) 出 (項) 他 会 計 より 受 入 3,007,461,000 (款) 他 勘 定 より 受 入 45,408,498,000 計 48,410,959,000	(追加) 額) 開 拓 者 資 金 融 通 入 3,062,000 (項) 一 般 会 計 より 受 入 3,062,000 (款) 他 会 計 より 受 入 3,062,000 計 3,062,000
(修正) 減 少 額) 8,801,504,000 (項) 他 勘 定 へ 繰 入 8,801,504,000 歳 出 補 正 額 農 業 共 済 再 保 險 39,608,458,000	(追加) 額) 1,000,000 (項) 開 拓 者 資 金 融 通 業 務 費 1,000,000 (修正) 減 少 額) 3,062,000 (項) 予 備 費 3,062,000 歳 出 補 正 額 1,000,000

中小漁業融資保証保険
歳 出

(追 加 額)	(項) 事業取投費	369,000
(修正減少額)	(項) 予備費	369,000
歳 出 補 正 額		0

特定土地改良工事
歳 入

(追 加 額)	(款) 他会計より受入金	30,826,000
(項) 一般会計より受入金		30,826,000
(歳 借 入 計)	(項) 借入金	5,232,000
		5,232,000
歳 出		36,058,000

(追 加 額)	(項) 土地改良事業工事事務費	36,058,000
運輸省所管		

特定港湾施設工事
歳 入

(追 加 額)	(款) 他会計より受入金	354,202,000
(項) 一般会計より受入金		354,202,000
(歳 借 入 計)	(項) 港湾管理者工事費負担金	163,848,000
		163,848,000

港湾管理者工事費負担金
歳 入

(項) 受益者工事費負担金収入	3,798,000
(項) 受益者工事費負担金収入	3,798,000
計	521,848,000

歳 出

(追 加 額)	(項) 伊勢湾高潮対策事業費	494,250,000
	港湾事業事務費	27,598,000
計		521,848,000

(追 加 額)	郵政省所管	郵政事業入
---------	-------	-------

(款) 事業収入	2,280,346,000
(項) 他会計より受入金	2,280,346,000
歳 出	

(追 加 額)	(項) 業務建設費	4,217,424,000
	業務局其他計	5,455,000
		4,222,879,000

(修正減少額)	(項) 業務建設費	1,136,984,000
	業務局其他計	5,049,000
		800,000,000
		1,942,033,000
歳 出 補 正 額		2,280,346,000

(追 加 額)	(項) 業務収入	1,285,032,000
	業務局其他計	1,031,130,000
		253,902,000
歳 出 補 正 額		1,151,627,000

(追 加 額)	(項) 業務収入	1,151,627,000
	業務局其他計	1,151,627,000
歳 出 補 正 額		2,436,659,000

(追 加 額)	(項) 業務収入	1,770,833,000
	業務局其他計	665,726,000
		2,436,659,000

簡易生命保険及郵便年金
歳 出

(追 加 額)	(項) 郵便事業特別会計へ繰入	899,773,000
	郵便事業特別会計へ繰入	899,773,000
歳 出 補 正 額		0

(修正減少額)	(項) 郵便事業特別会計へ繰入	599,773,000
	郵便事業特別会計へ繰入	300,000,000
歳 出 補 正 額		899,773,000

(追 加 額)	(項) 郵便事業特別会計へ繰入	899,773,000
	郵便事業特別会計へ繰入	899,773,000
歳 出 補 正 額		0

労働者災害補償保険

歳入

(追 加 額)

(款) 保険 収 入

108,660,000

出

(追 加 額)

(項) 業務 取 扱 費 計

51,703,000
56,957,000
108,660,000

失業 保険 歳入

(追 加 額)

(款) 保険 収 入

353,710,000

(項) 一般会計より受入

353,710,000

(款) 運用 収 入

103,072,000

出

(追 加 額)

(項) 業務 取 扱 費 計

103,072,000
353,710,000
456,782,000

建設省所管

道路 整備 歳入

(追 加 額)

(款) 他会計より受入

179,037,000

(項) 一般会計より受入

179,037,000

(款) 地方公共団体工事費負担金収入

50,498,000

(項) 地方公共団体工事費負担金収入

50,498,000

計

歳 出

(追 加 額)

(項) 道路事業工事事務費

229,535,000

治水 水

歳入

(追 加 額)

(款) 他会計より受入

978,437,000

(項) 一般会計より受入

978,437,000

(款) 他勘定より受入

22,569,000

(項) 特定多目的ダム建設工事勘定より受入

22,569,000

(款) 地方公共団体工事費負担金収入

171,499,000

(項) 地方公共団体工事費負担金収入

171,499,000

出

(追 加 額)

(項) 砂防事業費

63,000,000

伊勢湾高潮対策事業費

799,241,000

治水事業工事事務費

310,264,000

計

特定多目的ダム建設工事勘定

入

(追 加 額)

(款) 他会計より受入

13,948,000

(項) 一般会計より受入

13,948,000

(款) 地方公共団体工事費負担金収入

5,130,000

(項) 地方公共団体工事費負担金収入

5,130,000

(款) 電気事業者等工事費負担金収入

3,491,000

(項) 電気事業者等工事費負担金収入

3,491,000

計

歳 出

(追 加 額)

(項) 他勘定へ繰入

22,569,000

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長船田中君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔船田中君登壇〕

○船田中君 ただいま議題となりました昭和三十五年一般会計予算補正(第一号)及び同特別会計予算補正(第一号)の二案につきまして、予算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本予算補正二案は、去る十二月九日予算委員会に付託され、十三日政府より提案理由の説明を聴取し、事後連日にわたる審査の後、本日討論、採決せられたものであります。

今回の予算補正は、昭和三十五年本予算成立後に生じた事由により当面必要とされる経費、すなわち、人事院勧告に伴う公務員の給与改善及び法令の規定に基づく義務的経費等のほか、特に政府の新規施策との関連において緊急に必要な経費を追加するための予算措置を講じたものであります。

一般会計予算補正の規模は、歳入歳出とも千五百十四億円であります。当初成立予算額と合わせまして、昭和三十五年一般会計予算総額は、歳入歳出とも一兆七千二百一十一億円となります。

歳出につきましては、まず第一に、公務員の給与改善費二百十四億円が計上されております。これは、さきに行

なわれました人事院勧告を尊重いたしまして、国家公務員等の給与を改善することとし、これを本年の十月一日から実施するために必要な経費であります。次に、災害復旧の進捗を期することとし、災害関係費として総額二百九十億円が計上されております。以上のほか、社会保障及び文教関係費の不足補てんに要する経費合計百三十八億円、食糧管理特別会計への繰り入れ二百九億円、公立中学校校舎整備費四十億円、産業投資特別会計への繰り入れ百二十億円、賠償等特殊債務処理費六十八億円、地方交付税交付金及び臨時

地方特別交付金合計三百六十一億円、その他五十三億円が追加計上されております。なお、今後の財政需要に対処するため、予備費二十億円が計上されております。

以上の歳出をまかなう財源といたしましては、租税及び印紙収入の増加千五百十四億円を見込んでおります。特別会計の予算補正は、主として一般会計予算の補正及び公務員の給与改善に関連いたしまして、三十九の特別会計のうち二十一について所要の補正措置を講じておるのであります。

また、財政投融資につきましては、日本輸出入銀行及び商工組合中央金庫への出資合計百四十五億円、災害復旧事業関係及び公立中学校校舎整備の關係等で合計百十四億円の地方債の追加、さらに、中小企業の年末金融対策

として二百億円の投融資の追加措置がなされております。

以上が予算補正二案の内容であります。

次に、委員会における質疑応答の概要について申し上げます。

質疑は、国民所得増進計画、アメリカのドル防衛措置の日本経済に及ぼす影響、公務員給与改善、農業政策、社会保障等の諸般にわたって行なわれたのであります。

今、その二、三について申し上げます。

質疑の第一は、「政府は過般の總選舉において、国民所得増進を目標として、向こう三カ年の経済成長率を年率約九%と見込み、かつ、農業と非農業、大企業と中小企業、各地域間の所得の格差を漸次解消してバランスのとれた成長をはかる旨の公約をしているが、去る十一月一日、経済審議会より政府に対し答申があつた国民所得増進計画によれば、経済成長率を七・二%とし、公約をはるかに下回っているのみならず、所得格差の是正についての施策にも欠けている等、消極的に過ぎると思われるが、政府は、この答申に対し、いかなる所見を有するか。また、今後、所得格差の解消についていかなる施策を進めるつもりか。また、所得増進計画は経済成長政策を基本として、経済成長政策は中小企業、労働者を犠牲とし、大企業の高利

潤追求の政策であつて、このことは生産性の向上率に比べ、賃金の上昇率の低いこと、また、税制、財政投融資等の政府の諸施策にも明らかにその事実を認められると思われるが、政府の見解いかん」というのであります。

これに対する政府の答申の要旨は、「経済審議会の答申は、今後十年間に国民所得を増進するという観点から、その成長率を年率七・二%と見込んで作成したものである。政府としては、本答申を今後の諸施策を進める上の一の指針とする所存である。公約にいう九%の成長率は、過去の実績を基礎として見込んだものであり、かつ、十年以内に国民所得の倍以上の達成をはかりたい意欲をも含んでおる。農業の所得格差については、経済成長の過程において、あらゆる面にわたつてきめこまかい、しかも、強力な施策を講じ、これが解消をはかる所存である。

経済成長政策は大企業本位ということに当たつていない。政府は、税制の面について、租税特別措置を三十六年度から徐々に合理化していく方針であり、また、財政投融資等については、本年度約六千億円で、その大部分は地方債、農林、中小企業振興費、電力その他公益事業に配分してあるし、公益事業はその半ばが中小企業に関連を有しておるものである。経済成長政策の根本は、農民、労働者等、国民大衆の所得を増大することであつて、輸出の

振興をうしろだてとしてその達成が期せられるものである」というのであります。

次に、アメリカのドル防衛措置のわが国経済に及ぼす影響について政府の見解がただされたのであります。ドル問題は、ひとりアメリカだけの問題ではなく、日本を含めた自由世界全体の問題であるから、アメリカのドル防衛措置に対しては、日本は理解ある態度で臨み、協力すべきであるし、また、その経済力もあると考える。今後の問題としては、輸出増進等に格段の意を用い、この試練を乗り越えていきたい。域外通連停止に伴う特需の減少は、三十六年後半ごろからその影響が現われ、三十七年度にかけて一億ないし一億二千万ドル程度の減少が見込まれ、駐留軍その他を考慮しても約二億ドル程度かと思われる。また、アメリカからの資本導入については、いまだその影響は現われていない。貿易の自由化、低関税国援助等については、ドル防衛措置のいかんにかかわらず、でき得る限りの措置を講じたい」との見解が披露されたのであります。

次に、給与改善について、増額の格差、実施時期等が問題となりました。質疑の趣旨は、「政府の給与改善案によれば、平均二・四%の引き上げ、一人平均二千六百八十円となつて、最高二万三千八百円、最低八百円で、上に厚く下に薄い措置であり、全

昭和三十五年十二月十七日 衆議院会議録第八号 昭和三十五年一般会計予算補正(第一号)外一件

昭和三十三年十二月十七日 衆議院會議第八号 昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)外一件

公務員の七割に達する者の増加額は、平均増加額の二千六百八十円に達していない。下級公務員については増額する必要ありと認められるが、政府にその意思ありや。また、実施時期については、人事院勧告によれば、本年五月一日にさかのぼって実施することを希望しているのかかわらず、その実施を十月一日とした理由いかん。また、地方公務員の給与改善については、国家公務員に準じて実施するよう措置を講じているか。さらに、給与改善と関連して、行政整理、定年制の実施を行なうのではないか」等の質疑が行なわれたのであります。これに対して、政府は、「給与の改善は人事院勧告を尊重する建前で検討した結果、これを適当なものとして採用したものである。厚い薄いは比較の問題であり、人事院勧告の内容は一つの体系をなすものであり、これを手直しすることは困難である。また、実施時期を十月一日としたのは、主として財政上の理由に基づくものである。地方公務員の給与改善については、国家公務員のそれに準じて実施するより、財政その他所要の措置を講じている。給与改善と関連して、行政整理、定年制等の実施については、現在考慮していない」旨の答弁でありました。

以上のほか、中立外交、中共貿易、社会保障、防衛問題等、国政の諸般に

わたり質疑が行なわれましたが、詳細は速記録に譲ることを御了承願います。

本予算補正につきましては、本日、日本社会党並びに民主社会党より編成替えを求めるの動議が提出されました。両党の編成替え案の内容は、公務員の給与改善について、下級公務員の給与の引き上げの幅を拡大し、その実施を本年五月一日とすること、その他、社会保障費の増額等を計上しているものであります。

質疑終了後、直ちに討論に入り、採決の結果、日本社会党並びに民主社会党の編成替えを求めるの動議は否決され、予算補正二案は政府原案の通り可決されたのであります。

以上、簡単なが、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)外一件に対しては、井手以誠君外十五名及び受田新吉君外一名から兩件の編成替えを求めるの動議が提出されております。

昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)及び昭和三十三年度特別會計予算補正(特第一号)の編成替えを求めるの動議

昭和三十三年度一般會計予算補正(第一号)及び昭和三十三年度特別會計予算補正(特第一号)の編成替えを求めるの動議

計予算補正(特第一号)については、政府は撤回し、左記要綱によりすみやかに組替えをなし、再提出することを要求する。

右の動議を提出する。

昭和三十三年十二月十七日

提出者

井手 以誠 田中織之進
横路 節雄 永井勝次郎
北山 愛郎 河野 密
島上善五郎 岡 良一
堂森 芳夫 橋 兼次郎
辻原 弘市 木原津與志
小松 幹 川俣 清音
淡谷 悠蔵 野原 覺
賛成者
安宅 常彦外百二十七名

記

一 歳入について

政府は、昭和三十三年度当初予算の審議に際して、わが党や一部学識経験者の批判を無視して、租税収入を故意に低く見積もり、そして財源がないとの理由によつて減税を見送り社会保障その他必要予算を圧縮した。ところが現在にいたつて、政府は、本年度当初予算に対して、さらに約千六百三十億円の租税自然増収が出るものと測定している。また、われわれの測定によれば、さらにこれ以上に六百億円を越える自然増収があ

るものと見込まれる。かくて本年度は、当初予算に見込まれた以外に、約二千億円を越す租税自然増収が出るものとなる。これは、政府の重大な歳入見通しの誤りであり、政府の責任は免れない。

政府は、昭和三十三年度一般會計歳入補正として千五百十四億円を計上しているが、これを改め、予測される妥当な限度において最大限の歳入補正を計上すべきである。

また、年度内減税の施策として、勤労者年末手当については一万円までの範囲を限つて非課税とすべきである。

二 歳出について

1 歳出の節減

防衛庁費についてはその支出を削減すべきである。

2 歳出の増額

イ 公務員給与の改善については、五月一日にさかのぼつて実施すべきである。また、人事院勧告の上厚下薄の偏向を是正するため、とくに下級公務員の給与引上げの幅を拡大し、また初任給の大幅引上げを実施すべきである。また公務員年末手当については、さらに〇・五箇月分を増額計上すべきである。また、社会福

祉施設職員の年末手当についても公務員と同様の措置を講ずべきである。

地方公務員についても国家公務員に準じて給与改善を実施し、より地方交付税交付金の増額分以外に国において必要な予算措置を講ずべきである。

ロ 炭鉱離職者、駐留軍離職者等のための緊急就労対策、職業転換対策を講ずべきである。また失対労働者の期末手当を増額すべきである。

ハ 憲法違反の判定をうけた生活保護基準を改定し、これを五割引き上げるとともに、寝具、家屋修繕など一時扶助を新設すべきである。また生活保護世帯の期末手当を増額すべきである。

ニ 災害復旧については、小災害復旧及び改良復旧を大幅に繰り込み、また高率補助を拡大すべきである。

ホ 中小企業年末金融対策として、産業投資特別会計への繰入れを増額し、これを商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫への出資に充当すべきである。

昭和三十五年一般会計予算補正
(第1号)及び昭和三十五年特別
会計予算補正(特第1号)の編成替
えを求めるの動議

昭和三十五年一般会計予算補正
(第1号)及び昭和三十五年特別会
計予算補正(特第1号)については、
政府は撤回し、左記要綱によりすみ
やかに組替えをなし、再提出するこ
とを要求する。

右の動議を提出する。

昭和三十五年十二月十七日

提出者

受田 新吉 井堀 繁雄

賛成者

伊藤卯四郎外十三名

記

一 政府案は、一般会計歳入予算補
正において大幅な租税自然増収を
見込んでいるが、このような自然
増収の累積は、毎年度にわたる自
民党政府のずさんな歳入見積りの
弊害がもたらしたものであつて、
これら財源の大半は本来当初予算
に計上されるべき金額である。従
つて政府は、本年度租税自然増収
が二千億円を越えることが今や必
至となつてゐる事実を率直に認め
て、歳入補正の財源を再検討し増
額すべきである。

二 政府案は、一般会計歳出予算補
正において、食糧管理特別会計へ
の繰入れ、公立中学校々舎整備費

など明らかに当初予算において計
上すべき項目を編成しているが、
緊急補正をこれら歳出項目のみに
限定せねばならない理由は全く存
在しない。政府は、本予算が当初
予算なみの性格をもつべき事実にか
んがみて、本年度租税自然増収を
積極的に補正財源として計上
し、国民生活安定、特に低所得者
の生活安定のための諸予算の増額
補正を図るべきである。また、毎
年度末に必ず二百億円内外の未使
用残金を生じている防衛庁費につ
いては、この際に減額補正を図る
べきである。

三 わが党は、政府が本年度租税自
然増収の全額を明らかにせずし
て補正財源を隠匿し、緊急に歳出
増額補正すべき国民生活安定のた
めの諸予算の計上を怠り、又は十
分に計上していない事実にかんが
みて、政府の一般会計予算補正を
次の要綱により組替えをなし、再
提出するよう要求する。

1 本年度の租税自然増収のう
ち、歳入予算補正に繰り入れる
金額は二千億円とすること。
(歳入増約四百二十七億円、こ
の措置による歳出増(地方交付
税交付金)九十九億円)

2 所得税減税は、源泉分のみな
らず申告分についても明年一

三分分につき実施すること。
(歳入減三十億円)

3 公務員給与改善費について
は、人事院勧告に基づき、本年
五月一日にさかのぼつて改定引
き上げること。その際、職務最
下等級の初任給を一万円に引き
上げること。特別職、三公社五
現業職員、地方公務員について
は、これに準じて給与を引き上
げること。期末手当について
は、民間給与水準との見合いに
おいて、さらに〇・一九箇月を
増額すること。(歳出増三百二
十億円、所得税はね返り歳入増
三十二億円)

4 災害関係費については、歳出
項目がいずれも緊急しゆん工を
必要とする事業であり、かつ被
害じん大地域事業である事実にか
んがみて、国庫負担率を三分
の二以上、平均四分の三に引き
上げて、事業完成の促進と地方
財政負担の軽減を図ること。
(歳出増約八十億円)

5 社会保障関係費については、
不足補てんのみならず、低所得
者対策費を増額すること。公務
員給与改定に準じて、日雇労働
者の給与を一日平均五十円引き
上げ、かつ年末手当を最低十五
日分支給すること。生活保護費
については、年末に際しての一

時扶助金を新たに支給し、かつ
対象人員を明年一月より増加す
ること。(歳出増約百億円)

6 公立中学校々舎整備費につい
ては、これに加えて公立高等学
校整備費を新たに計上して、高
等学校施設不足を補うこと。
(歳出増三十億円)

7 防衛庁費については、不急不
用費のうち二百億円を減額補正
すること。(歳出減二百億円)

8 右によつて、歳入歳出補正は
いずれも四百二十九億円を増額
し、予算規模は約一千九百四十
三億円となり、かつ歳入歳出は
均衡するものである。

四 一般会計予算歳出補正に計上さ
れている産業投資特別会計への繰
入金の使用については、輸出入銀
行に対する原資補強に充当するの
をとりやめて、これは民間資金に
よる補てんによるものとし、この
資金は、産業投資特別会計の前年
度剰余金受入れ二十五億円と合計
の上、商工組合中央金庫二十五億
円、中小企業金融公庫六十億円、
国民金融公庫六十億円を追加出資
して中小企業金融原資の強化を図
るべきである。

○議長(清瀬一郎君) この際、順次そ
の趣旨弁明を許します。野原覺君。

「野原覺君登壇」

○野原覺君 私は、日本社会党を代表
いたしまして、昭和三十五年一般会
計予算補正(第1号)、特別会計予算補
正(特第1号)の政府原案に対して、そ
の撤回を求め、わが社会党の編成替
えを求めるの動議につき、提案理由の説
明をいたさんとするものであります。

(拍手)

今回政府から提出せられました補正
予算は、申すまでもなく、総選挙直後
の池田新内閣のもとにおける最初の施
策ともいふべきでありますから、政府
の予算編成における態度としては、何
をおいてもその公約を可能な限り実現
することに中心を置くべきであるこ
とは言うを待たないのであります。

(拍手)特に、その中でも重要なこと
は、経済の成長下にあるながら、所得
格差の拡大と、恵まれない低所得階層
の生活困難をいかにして打開するかと
いうことであります。そのためには、
政府は、まず、所得の不均衡の緩和を
はかり、勤労者に対する減税、低所得
層に対する社会保障推進のために、で
き得る限りの努力を払ふ必要があると
思ふのであります。しかるに、政府の
補正予算は、自然増収の財源を単に事
務的に配分したにとどまり、国民生活
を高めるための何らの努力の跡も見え
ないのは、きわめて遺憾にたえないの
であります。(拍手)

そこで、私は、以上の考えに立つ
て、わが社会党の補正予算に対する組

み替え動議の内容につき若干の説明を加えたいと思つてあります。

まず第一は歳入についてであります。政府案によれば、本年度の当初予算に対して約一千六百三十億円の租税自然増収が出るものと予測し、そのうち一千五百十四億円を歳入補正に充当しておるのであります。しかし、私もは、さらにこれ以上に六百億円をこえる租税自然増収が出るものと測定いたすものであります。また、特に法人税等におきましては、大口脱税が各種の方法によつて行なわれていることは周知のところでありまして、こうした点に税務行政の力点を注ぐならば、さらに大幅な増収増加を見ることができるとであります。このようにして、合計九百五十億円の財源は可能になるのではないかと思つてあります。よつて、政府は、本年度当初予算編成に際しての税収見込みが大幅に食い違つたことの責任を明らかにいたしますとともに、この際、今次補正予算においては、予測される妥当な限度において最大の歳入補正を計上すべきであります。また、年度内減税の一環として、勤労者の年末手当に対して減税を行なうことは、かねての懸案事項となつていたのであります。この際、一千万円までの範囲を限つて非課税とすべきではないかと思つてあります。

第二に、歳出についてでございます。まず、不急不要の支出につきましても、当然削減すべきでありまして、この際、防衛力維持増強の政策は、今日の国際情勢の推移から見れば全く時代錯誤であることが明らかでございます。また、大幅に削減せられなければならないと思つてあります。わが党の組み替え案は防衛庁費二百億円の削減をいたしました。これは、ただいま申し上げましたような理由によるのであります。これに反しまして、国民生活向上の見地から歳出を増額すべきであると思つては、以下、次に述べようなものであります。

まず、公務員給与の改善についてであります。わが党は、人事院勧告の通り五月一日から実施すべきであると思つてあります。また、所得倍増の建前から申しましても、当然下級公務員の給与引き上げの幅を大きくすべきであるにかかわらず、政府案の給与改定は著しく上に厚く下に薄いのでございまして、この偏向は根本的に改めるべきであると思つてあります。(拍手)なお、年末手当も、民間に準ずる建前から申し上げるならば、あと〇・五カ月分を増額することが必要であります。これら公務員の給与改善、ただいま申し上げました年末手当の増額分といつたしまして、わが党の組み替え案では三百三十億を必要とするのではないかと思つてあります。また、公務員ではありませんが、社会福祉施設職員は、社会のためにき

わめて重要な仕事に従事しながら、その待遇は恵まれておりませんので、この際公務員に準じて年末手当を増額することが必要ではないかと思つてあります。

以上述べましたような趣旨に基づいて、国家公務員と同様に、地方公務員にも給与の改定を行なうべきであります。また、地方交付税交付金の増額があるとは申しませんが、なおそのほか一般會計からの財源供与として二百億円を必要とするのではないかと思つてあります。

雇用問題といつたしましては、石炭産業の合理化に伴う炭鉱離職者の問題、アメリカのドル防衛策に伴う駐留軍離職者等のための就労対策、職業転換対策を緊急に講ずる必要があると思つてあります。

また、一般失対労働者に対しては、政府も五百円のもち代を支給されるようでありまして、なお不十分でございまして、これにプラス千円程度の年末手当の増額が必要ではないかと思つてあります。

生活保護基準の現在の水準があまりに低く、憲法違反であるといふことは、各位も御承知の通りでございまして、この問題は、すでに本年の十月、国立病院岡山療養所の患者であつた朝日茂君の行政訴訟の判決によつて明らかになつてきたのであります。この際、年度の途中ではありますけれども、

も、生活保護基準の五割引き上げを断行すべきではないかと思つてあります。これに要する経費は百五十億円を必要としたしておるのであります。(拍手)また、生活保護世帯の生活条件の整備のため、寝具調達や家屋の修繕等を内容とする一時扶助の制度を新設し、同時に、これらの生活保護世帯への年末もち代としての政府案五百円では、これまた不十分でございまして、少なくとも五人世帯に三千円程度の水準くらいまで増額すべきであらうと思つてあります。

災害復旧につきましては、小規模災害を補助対象に含めまふとともに、再度災害を防止する見地から、改良復旧を大幅に繰り込むべきであります。また、高い率の補助の適用を拡大いたしまして、災害で打撃を受けておる地方自治体の復旧を促進すべきであります。これに要する経費として四十億を見ておるのであります。

中小企業年末金融対策では、政府は商工中金へ産業投資特別会計を通じて二十億の出資増加を行なうことになつていますが、中小企業だけの金利引き下げを促進するにはこれでは不十分でありますので、このほか、なお産投会計への繰り入れを増額いたしまして、これを商工中金、中小企業金融公庫、国民金融公庫への出資に充てるべきであります。このための経費分として百億円を見ておるのであります。

最後に、歳入補正額を増額いたしますならば、そのうちの三税の増収増加に伴ひまして、地方交付税交付金は二百八億の増を見ることは言うまでもないのであります。

以上、私は、わが社会党の組み替え態度を明らかにいたしました。動議の中に支出増の項目について具体的数字を入れませんでしたのは、補正予算の組み替えでもございまして、同時に、また、あまり細部にわたつて政府を拘束することは必ずしも好ましいことではないとの配慮からであります。

(拍手)政府並びに議員各位は、私ども社会党の意のあるところを了とせられまして、わが党の補正予算の編成替えに賛成されんことを要望いたします。

以上で本動議の提案理由の説明を終ります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 井堀繁雄君

〔井堀繁雄君登壇〕

○井堀繁雄君 私は、民主社会党を代表いたしました。政府提出の本年度予算補正二案に対して、その撤回を要求し、組み替え動議を提出いたしますのであります。

組み替えを要求いたします第一の理由は、政府の予算編成方針が一貫性を欠き、財政政策の鉄則ともいふべき国民への平等なる還元の方針が全く無視されておるからであります。

政府案は歳入補正一千五百七十二億二千百万円の租税の自然増収を計上しておりますが、この金額は、当初予算のほかに一割に相当する巨額なものであります。わが党は、当初予算の審議にあたりまして、政府に、再三にわたる、租税収入に過小見積りがあるのではないかと警告をいたしたのであります。また、予算委員会の公聴会におきましても、租税収入の伸びはもつと積極的に期待できる、減税は本年度内にも可能である、との公述人の意見がありました。わが党は、本年度の租税の自然増収は二千億円を下らないものと分析をいたしておるのであります。このような財源の過小評価は、政府が故意に社会保障費など国民生活の安定のために必要とする予算を回避いたしまして、財政投融資資金や防衛関係費の財源としてこれを温存しようとするところの、きわめてずるい、保守的な財政方針であると喝破しなければならぬのであります。(拍手)今日このように財政収入の増加を見るに至りました経済の拡大は、言うまでもなく、勤労者のしきりたる努力の結晶でありまして、租税の自然増によりまするかかる財源というものは、率直に、勤労者のために、その生活の安定向上に、ことに低額所得者の生活の安定のために、かかる予算を増額補正いたすべきであるといわなければなりません。

政府は、本年度の租税の自然増収を一千六百三十億円程度に評価し、このうち、一千五百七十二億円を補正財源に充当しておりますが、この点は非常に疑問なものであります。さきに述べましたように、わが党は、本年度の租税自然増は二千億円を下回らないと見込みましたが、経済企画庁の発表は、一月には六・六%と推定し、十一月に至りますと一〇・六%に修正をいたしております。また、大蔵省は、租税の自然増収について、選挙後には、租税の自然増収に推定し、選挙後に前には一千三百億と推定し、選挙後に修正をいたしております。しかも、事務当局の部内にありますしては、さらにその上に三百億程度の増収が見込めるとの意見が出ておるのであります。このように、われわれが推定をいたしまする前に、なぜ、政府は、今日、十一月分の租税収入の実績調査報告をわれわれに示さないかということでありまして、これは、きわめてずるい、狡猾なやり方だと思っております。この予算審議の終わるのを待つておるのであるのかと思われまして、わが党は、歳入補正財源といたしまして、租税の自然増収二千億と見積りましたのは、かかる事情に立つてでありますから、政府は、この際、補正財源を正直に出しまして、次の方法によって歳出を希望いたしますのであります。

第二の理由は、政府の歳出補正は、食糧特別会計へ繰り入れておりまする二百九億円、さらに、公立中学校の校舎整備費に四十億円など、これは明らかに歳出補正のワケをはみ出した新規項目に該当するものと思われまして、これら本予算案の歳入財源としては、当初予算において計上するべき財源と見合せて考えられるのであります。さらには、これら予算額が提案されましたのは当然であるかもしれませんが、しかしながら、政府案の歳出補正項目を検討いたしてみますと、災害関係費、社会保険及び文教関係費不足補てん、賠償等特別債務処理費及びその他の経費として計上されております返官退職手当などの点は明らかに補正措置であるのであります。また、財源があるから追加支出する中等学校校舎整備費等があります。補正の財源の余裕が政府に十分あるのかから追加支出をふやさないということとは、政府の施策がいかに陰險であるかを暴露する以外の何ものでもないと思っております。私どもは、政府の公務員の給与改善の充実、あるいは追加項目としては、社会保障を公約いたしました政府として、当然低額所得者のための新規予算項目が計上されるべきものと信じておりました。これを、この際、あらためて要求いたしますのであります。

組み替えを要求いたします第三の理由であります。それは、国民の血税を浪費するような不要不急の費用を削減せよということでもあります。しかるに、政府は、この点についてきわめて怠慢であるといわなければなりません。その一例は、特に防衛庁の経費についてであります。大蔵省の調査資料を見ましても、防衛庁費は、昭和三十四年度の末には百九十一億円、昭和三十三年年度の末には二百二十三億円、さらに、さかのぼって毎年度のものをみてみますと、大体二百億円内外の使い残りが残るのであります。従って、本年度の防衛庁の経費から二百億を削減することが十分できるのである。わが党は、防衛政策の問題を論ずる以前の問題として、不要不急の防衛庁の経費、すなわち、二百億を歳出減として補正をいたすべきことを要求いたしますのであります。

次に、以上の観点から、わが党の予算補正の組み替え要求の内容の概要について簡単に説明をいたします。

その第一は、本年度の租税自然増収のうちで、今回の歳入補正に繰り入れられております金額を二千億円といたすのであります。政府案より四百二十億円の増額となつております。この増額分は、約三百五十億円は、所得税、法人税、酒税、俗にいう三税の増収分と見込み、地方交付税交付金として歳出増にはね返ってくる金額は九十九億円と推定いたされるのであります。

さらに、第二には、政府案は、源泉所得税についてのみ年度内の減税措置をいたすことになっておりますが、課税の公平の原則に従ひまして、申告所得についても同一の水準で減税をはかるべきであると思っております。この金額は約三十億円の減税となりま

第三は、公務員の給与改善についてであります。政府案は、その実施の時期を十月一日としておりますが、これは明らかに人事院勧告の無視でありまして、当然五月一日にさかのぼって給与改定を実施すべきであると思っております。また、自民党も社会党も認めておいでになります。人事院の勧告は上に厚く下に薄く、はなはだ極端な格差を生ずる勧告案でありまして、これを抜本的に改める必要があると思っております。すなわち、初任給の八千円を一万円に引き上げて、下級、中級を順次是正していくというやり方が、この際ぜひ必要であると思っております。また、期末手当の人事院勧告は、民間給与に見合うように引き上げるといふのであります。これは当然であると思っております。さらに、一九九カ月分くらいこれに加えるべきであると思っております。

第四は、災害関係費についてであります。歳出項目が、いずれも、緊急な、被害甚大な地域に限る事業費でありますから、これを惜しんではなら

いと思ふのであります。事業完成のため、かつ、地方財政負担の軽減を兼ねて、国庫の負担をこの際平均四分の三に引き上げるように要求をしたものであります。この増額は約八十億程度であります。

第五は、社会保障関係費であります。公務員の給与改善に準じまして、同じく国庫が責任を持つて当たらなければならぬ日雇い労働者の給与であります。さらに、生活保護費の充実にあります。さらに、わが党の主張は、日雇い労働者に対しては、給与一日平均五十円を引き上げ、年末手当三分を増額いたしまして、計五分にいたしました。生活保護費につきましては、年末に際し、一時扶助金を新たに支給するとともに、対象人員を緊急に増員できるように、弾力性のある必要額を計上いたすべきことを要求するものであります。わが党は、このような新規補正項目を設けて、低所得者対策費を新規計上することを要求したものであります。これは百億程度の原資で間に合ふのであります。

第六は、公立中学校校舎の整備費についてであります。中学校だけではなく、高等学校についても増設費を計上する必要に迫られているのであります。この費用は約三十億を要求いたすのであります。

わが党の一般会計予算補正組み替え額は、歳入面で、政府案より増額するもの四百五十九億円、減額するもの三十億円、差引政府案よりも四百二十九億円の増額となるのであります。歳入の出面では、政府案より歳出増額となり、その額は約六百二十九億円、防衛庁費の二百億円の減額によつて、差引四百二十九億円の増額となるのであります。

この結果、わが党の補正規模は、政府案より歳入、歳出とも四百二十九億円の増額となり、約一千九百四十三億円で均衡することとなるのであります。

なお、わが党は、財政投融資計画について、政府案は、一般会計予算歳出補正として産業投資特別会計への繰り入れ百二十億円を計上して、これを輸出銀行の原資追加に充当しようとしておりますが、輸出銀行の資金補てんは民間資金によつても可能なりであります。一般会計予算より繰り入れる出資分は中小企業金融に充当すべきことを、われわれは強く要求いたすのであります。また、政府案は、産業投資特別会計の前年度余剰金二十五億円の追加を商工中金に向けているのであります。わが党は、商工中金の二十五億円は、そのま

ま、中小企業金融公庫と国民金融公庫におのおの六十億を追加出資して、中小企業の金融を円滑ならしめようとする要求であります。

以上、わが党の組み替え要求動議提出の説明を申し述べたのであります。最後に、繰り返し自民、社会両党

に申し上げたいと思ふことは、今回の補正予算案は、本来、当初予算の財源をもつて当初予算の歳出に計上する予算編成であるべきものであります。この見地からいたしまして、勤労者の生活安定向上、社会保障費の増額など、低所得者のための施策、あるいは中小企業対策に十分その予算を盛り込んでおります。わが党の組み替え案に御賛成下さいますよう皆さんにお願いいたします。私の提案理由の説明を終わりたいと思ふ。 (拍手)

○議長(清瀬一郎君) これより補正予算二件に対する討論、二件の編成替えを求むる動議に対する討論、これを一括して行ないます。順次これを許します。野田卯一君。

〔野田卯一君登壇〕

○野田卯一君 ただいま議題となりました昭和三十五年一般会計予算補正(第1号)及び同特別会計予算補正(第1号)に対し、私は、自由民主党を代表いたしまして、政府原案に賛成の意を表し、社会党並びに民社党の組み替え案に反対するものであります。

(拍手)

去る総選挙にあたりまして、われわれは、わが党の内政外交の問題、なかんずく、経済成長政策を中心として国民に理解と協力を強く訴えて参りましたが、その結果は、広く国民各層の圧倒的な支持と信任を受けるに至りました。

た。まことに喜びにたえないところでございます。 (拍手)

わが党並びに政府の経済成長政策につきましては、すでに御承知の通り、経済審議会が答申いたしました国民所得増進計画を一応の参考といたしまして、実施計画においては、昭和三十六年度から三十九年、年九分の成長率をもつて、おそくとも十年以内に国民所得の倍増を実現せんとするものであります。まことに意欲的な政策であり、国民に対して明るく豊かな前途を約束するものであります。

これについて、野党の諸君は、このようなかの政策を批判して、経済の高度成長は各種各層間の所得格差をますます拡大するものであり、中小農民の切り捨てを企図するものであり、また、アメリカにおけるドル防衛政策の実施は、わが国経済の不振と国際収支の悪化を招くものであると宣伝しているものであります。これは、根拠の乏しきものであり、多分に逆宣伝的な批判であります。真に内外経済の実態を把握しないものの批判といわざるを得ないのであります。 (拍手)

われわれは、所得増進計画を具体的に推進するため、過去の実績の上に立ってますます生産性の向上をはかり、物価の安定と公共投資の拡大、減税及び社会保障制度の拡充を行なうことにより、今日存在するところの各種各層間にわたる所得格差を縮小しつ

つ、漸次解消していく、特に農業政策については、農業地帯に工場を誘致するため、政治的に、財政的に、あるいは金融面、税制面等においてあらゆる画期的な施策を行ない、農業人口をできるだけ他産業に吸収し、もつて今後のわが国農業を企業として十分成り立つよう近代農業経営の方向に誘導せんとするものであります。 (拍手) 野党の諸君が宣伝している貧農切り捨てなどは、全くの誤解に基づく言いがかり以外の何ものでもないといわなければならぬのであります。 (拍手) これらの政策を具体的に推進するため、目下、農業基本法の制定を鋭意立案中でございます。

また、アメリカにおけるドル防衛政策がわが国に及ぼす影響につきましても、昭和三十六年度下期ごろから三十七年度にかけて、おおむね一億ドルあるいは二億ドル程度の特需等の減少が見込まれるのであります。この程度の減少は、年間四十億ドルから四十二、三億ドルに及ぶわが国の貿易収支の実態から見ても、本年十二月現在において十七億六千万ドルに及ぶ外貨保有高等から見ても、十分試験に耐え得るものであり、さほど大きな影響を受けるものではないと思ふのであります。 (拍手) 今後の推移を細心の注意をもつて見守り、適切な施策を講じていけば、わが国の実力から申しまして、国際収支の健全性がそこなわ

れることにはならないと思ふのであります。

所得増進計画を実施する上で、今後において財政と金融の果たす役割はきわめて重要であります。金融については、経済成長の進展に見合う弾力的な運営と金利の引き下げ等、タイミングな施策が必要であり、財政については、勢い拡大均衡の方向をたどることになるのでありますが、政府としては、その健全性を維持しつつ、最大限に経済成長政策を推進するより、財政運営上特段の配慮を要するものであります。

さて、本補正予算は、以上のような基本的構想のもとに、経済成長政策を実施するため、目下編成中の明年度予算と関連する一部のものについて、できるだけ早く実施をするという意味をも持って提案されたのでございます。

まず、公務員の給与改善について、総額二百十四億円をもつて、民間給与との格差を是正してその均衡をはかり、財政上最大限の予算措置を講じたものであります。なお、おおむね人事院勧告は尊重せられたものであり、所得格差の是正に一步を進めたものと考へるのであります。なお、この際、私は、行政の簡素化と能率の向上につきまして、一段の努力を政府に要望いたしておきたいと存じます。

公務員の給与改善費と並んで大きな費目は災害復旧費であります。今回の

補正は、本年災の分八十億円、伊勢湾高潮対策を含めた過年度の分二百七億円、その他チリ地震津波の被害地に対する事業費等を合わせて総額二百九十億円の追加でありまして、これにより災害復旧事業は万全の措置がとられたものと思ふるのでございます。

さらに、その他の経費の中で特に注目すべきものは、社会保障及び文教関係の経費がはなはだ多いことでありまして、施策の重点がこれらの面に向けられていくことを端的に示すものとして、大いに賛意を表する次第でございます。すなわち、公立中学校の校舎整備費として四十億円が追加計上されております。これは三十六年度進学の生徒数の増加約四百四十万人に対処するための措置でありまして、従来のごとく、当該年度の分は当該年度の予算で整備するといふやり方を改めた、大きな進歩であるといふ得るのであります。

また、社会保障関係費では、生活保護費及び児童保護費のうち年末の一時金を計上いたしましたことは、年の瀬を控えて経済的に恵まれぬ方々への福音であり、ここに政府のこまかい心づかいをうかがうことができるのであります。

さらに、予算と関連して、財政投融資の面におきまして、中小企業への年末金融対策として、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工中金等に対し総額百八十億円の融資を行なうほか、

商工中金の貸し出し金利を引き下げるために、産業投資特別会計から商工中金に二十億円の融資を行なうなど、池田内閣の中小企業対策はきわめて適切であると申すことができるのでございます。

補正予算の財源については、経済の拡大に伴う法人税等増収及び印紙収入の自然増収をもつてまかなわれております。なお、この自然増収のうち、明年一月から実施予定の所得税の年度内減税五十八億円を実現いたすことになりましたことは、公約実現のはしりとして見のがすことのできない点で、ここに敬意を表する次第でございます。

最後に、社会党及び民社党の組む替案について一言触れてみたいと存じます。

社会党の組む替案は、一見いたしまして、ただ抽象的な文句の羅列にすぎません。若干の口頭説明がございましたが、一体、補正の規模はどの程度になるか、数学的にははつきりいたさない点があるのでございます。租税収入は二十億円の自然増収があるはずだといふ、歳入の面におきまして、防衛庁費のどの費目を幾ら削減するのであるか、公務員給与の改善について、総額において政府案をどれだけ上回るのか、また、失対労働者の期末手当を幾ら増額せよといふのかなどにつきまして、いずれも具体的な金額は示されてないのであります。これ

は、予算の組む替案と申すよりも、むしろ、要望の申し入れであるといふべきであります。社会党の河野密君は、過日、予算委員会におきまして、池田総理大臣に対し、政府の政策を批判して、政策の柱だけを並べて予算の数字を示さないのは、何の意味もない数柱である、ときめつけたのであります。この社会党の組む替案は、これ全く柱だけの数柱でありまして、この際、この言葉は社会党に返上いたしたいと思ふのでございます。(拍手)民社党の組む替案もおおむね大同小異でありますので、われわれは、とうてい賛成いたしかねるのでございます。

以上の理由によりまして、私は、政府提案の補正予算に賛成し、社会党並びに民社党提案の面組む替案に反対いたしまして、討論を終わりたいと存じます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 小松幹君。

〔小松幹君登壇〕

○小松幹君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となつております昭和三十五年一般会計予算補正(第一号)及び特別会計予算補正(特第一号)に対して、政府原案並びに民社党案に反対し、わが党提出にかかる組む替案動議に賛成の討論を行ないたいと思ひます。(拍手)

討論に先だつて、まず、池田内閣の経済政策を、勤労国民の立場から少し批判してみたいと思ひます。

池田内閣は、所得増進、経済成長を一枚看板としておりますが、その強力な推進をはかっているにもかかわらず、その政策は、むしろ、国民所得の格差を増大し、貧富の差をますます拡大しております。そういう経済政策をやっているわけでありまして、結果としてどういふことになるかといへば、働く者の貧乏、百姓の貧乏、いなか貧乏の度をますます深めているというのが、この経済政策の結果であります。

(拍手)企業の下請化あるいは二重構造の拡大はますますおこつていまして、最近の臨時工の異常な増大、低賃金労働者群の拡大は非常なものでございまして、あるいは農村においても、池田首相みずから認めておられるように、離農者がどんどん出ておるわけでありまして、こういうことは、はなやかなる経済成長の陰にうごめいておる裏目の実態ではないかと思ふわけでありまして、(拍手)しかし、これがまた、この池田内閣の言ういわゆる経済成長をささえるところの重要なファクターであり、そして、これが当然視されているところに、むしろ問題があるわけでありまして、まことに主客を転倒した成長の実体であり、悲しむべき政治の現象であると私は言わなければなりません。(拍手)

さらにまた、減税を怠つた徴税がますます盛んにやられております。大衆

課税等の寄付金、あるいは次ぎ次ぎに攻勢をかけられてくる各種の料金の引き上げ、あるいは消費物価の値上がりは、すでに昨年から四割増を示しております。所得倍増とは反対に、善良なる勤労国民を苦しめておるのが、所得切り下げの実体であります。迷惑千万な話だと私は思うわけでありまして、これは、池田内閣の経済成長論の前に、まず出費倍増が起ることで、われわれは何とも残念で仕方がないのであります。(拍手)国民としては、池田内閣の所得倍増計画を喜ぶというよりも、その出費倍増政策に大きな不安を感じておるのが、偽らない実情であらうと思つておられます。(拍手)あるいは統一してくるところの国鉄運賃の値上げ、あるいは九州方面ではすでに電力料金の引き上げが問題になっております。来年は大学の授業料も引き上げられる。そのほか、消費物価はますます上がらんとしております。所得倍増も何も、こういうことで、あったものではない。池田さんの内閣になって値下がりしたのは、池田さん自身が言っておる通りに、白菜だけであります。(拍手)こういうことに至っては、池田さんの思惑とは別であります。将来の家庭経済を心配しておる国民の不安はますますつのるのみであらうと思つておられます。民間産業の設備投資拡大をただ一つのたよりとして、過度な資本投下を進め、経済の成長をはかつていく池

田内閣の経済政策は、労働の実質的価値を低下させております。そして、所得の地域差をつけ、あるいは貧富の差をますます拡大しておる。さらには、いたずらに消費面の高騰を引き起して国民生活を圧迫しておるというのが問題点であります。数々の経済成長を無理に作らんとしても、それは必ずしも国民は喜ぶものではない。国民の生活の充実にも、所得倍増にもならないということを、われわれは知っておるのであります。(拍手)この期にあつた特別国会が開かれたのでございまして、政府はまず何をなすべきか、また、何をなさねばならぬかという問題が、まず第一にこたへればなりません。私は、もちろん、予算補正もまた当然よろう、しかし、まず第一に取り上げねばならぬのは、大幅なる年内減税を断行することです。ことしの年度当初より当然行なわれなければならぬ減税であります。それを、政府が、あるいは自然増収を見誤つたのか、あるいは故意に見誤つたのか知りませんが、いわゆる自然増収の低いこと、伊勢湾台風があるからという泣き言によつて、ついに本年度の減税は見送られてしまったのであります。これを、今、私は、今度の特別国会ですでに自然増収がわかつたのだから、はつきり打ち出すべき段階にきておると思つてあります。(拍手)年内減税を来年度

に持ち越すというようなことは、私はやるべきではないと思つてあります。ことに、自然増収が当初二百五十億円を見込み、さらに、今次補正予算においては千五百十四億を見積もつておられます。われわれの計算によりまして、さらに六百億以上の見込みがあるという段階にきておるのであります。すなわち、当初予算から考えてみたとときには、自然増収四千億以上の税金を取り過ぎておることがはつきりしたわけでありまして、この四千億以上の税金の取り過ぎがはつきりした以上は、何をいっても大幅なる年内減税を行つて、国民に借りを返すことが当然である。(拍手)池田さんは、社会党に借りがあると言つて、社会党に借りがある前に、まず国民に借りがある。その借りを返すべきである。(拍手)これこそ、私は、国民経済に不安を感じている国民に当然示すべき政治の要諦であると思つて、この政治の動をはずしたところのこの補正予算などは、まことに、私は、池田さんのほんとうの腹を讀むような気がするわけでありまして、

そこで、今次予算補正を見ますと、わずか減税が五十八億、しかも、給与所得者の来年度の一月から三月までの三ヶ月間の控除額をやるどころの、いわゆる年内減税ではなくして、年度内減税として措置しておるにすぎないのであります。四千億の税金の取り過ぎをし

て、たつた五十八億しか年度内に減税をしてやらないというような、お茶を濁したこの減税は、国民を愚弄したものだといわなければならぬ。(拍手)果進課税の税率を二年間も据え置き、三千六百億円以上の自然増収を見込みながら、これを財政資金として放漫な予算を編成し、保守党内閣の安定のてこにしておるに至つては、まことに民主政治を冒瀆した悪政の限りと私は言いたいのであります。(拍手)あるいは、自然増収は経済成長によつて起つたこと

で、政府の責任ではない、と言ふかも知れません。しかし、自然増収の見積もりを千五百億円以上も見誤り、さらに、来年度三月までの見込みも今度の補正予算においても過小評価しておるに至つては、まことに不可解千万といわざるを得ないのであります。今春当初予算が予算委員会にかつたときに、私は、予算委員会の席上において、政府、特に佐藤大蔵大臣に対しては、租税の自然増収を過小評価しておる、二千五百五十億円では計算の間違ひではないか、ということ指摘したのであります。自然増収のさらにあることを指摘して、限界租税徴収率二五%以上だから、自然増収は二千五百五十億円より以上上回るのだ、こういう克明な説明を繰り返して、また、源泉所得税の場合も、三十三年度を基点として一四%増では経済成長率に見合わない、少なくとも二〇%以上アップをしなけ

ればならないことも、その当時、私は佐藤大蔵大臣に述べております。過小評価の分を私は本年度の減税に充つべきであると強調したのにもかかわらず、政府は、自然増収を低く見積もり、伊勢湾台風などの出費が重なつたからというに事寄せて、当然やらねばならないところの減税を見送つてしまつたのであります。大体、大蔵省の租税見積もり方式は旧式である。今度のいわゆる補正予算でも、その見積もりはまことに誤りが多い。しかし、この大蔵省のいわゆる租税の見積もり算定方式に誤りがあるとしても、政府が減税を意図的にサボつたことは、まことに国民に申しわけないことであり、その政治責任は重大であると私は考えるのであります。(拍手)

次に、千五百十四億という自然増収をもつて補正予算を組むにあつて、年内大幅減税もなし得ない。それならば、人事院から勧告されている給与改善案だけくらいは満足にのむのかという、それも満足にのみ得ない。五月一日にさかのほつて給与改善を実施すべきであるという人事院の勧告が出ておるのにもかかわらず、これをやらな

はり、期日の点で、五月一日より実施するといふ勧告を無視したやり方をしております。しかも、上に厚く下に薄いといふ給与内容のみはそのままで受け入れておるといふことは、まことに了解に苦しむ点であります。低賃金層の給与引き上げにあえて反対し、上下の所得格差をいよいよ拡大し、低賃金層の存在を多くしている点は、池田内閣の経済成長の実体であるとは十分われわれも知っておりますものの、公務員給与の引き上げにこれほど問題がある点を一向に見向きもせず、改善に取り組もうとしない政府のやり方は、少し反省をしたらいいのじゃないかと私は思うわけでありました。(拍手)

また、生活保護対策費の予算補正にあたりまして、先ほどから、たびたび、もち代五百円の計上と言われておりますが、わずかにさほどの少額しか補正に繰り込み得ないといふことは、一体どうしたことでありましょうか。現在の生活保護基準がすでに憲法違反の額であるといふことは、裁判の判決に出ているわけでありまして、これらを幾分でも考慮するならば、この補正予算を組むにあたって、幾分かこの生活保護費の満足なるアップをすべきであるのにもかかわらず、ほんの口よこし程度にやっているとすることは、私は、これは職務怠慢であると同時に、憲法違反であると考えざるを得ないのであります。(拍手)

池田内閣が、いかに口ではいいことを、社会保障をするんだとか何とか言っておつても、それは国民の目をごまかす手段でしかない私は断定するのであります。失業対策費も、あるいは災害地における救済土木事業費の積み上げも、炭鉱離職者あるいは駐留軍労務者の離職者対策の費用等も、この補正予算に組み入れない程度の実体であるならば、自民党が選挙のときに国民に公約した三本柱の一つであるところの、社会保障制度の確立をしますというような、ああいう大言壮語は、まことにから手形にすぎない。期待はずれで、私たちは何とも言えないのであります。しかし、これが池田内閣の真の実体であるとするならば、社会保障など言わない方がいいのであります。

以上、私は数点にわたって述べましたように、膨大な自然増収を見込みながら、減税もやり得ない、賃金引き上げも満足にやらない、さらには、社会保障費も口よこし程度にしか盛り込み得ない、名目だけの補正予算を組んで、これが池田内閣の経済成長予算でございなど、今の野田さんのようなことを言うても、国民はこれをほんとうにしない。しかも、ほとんどが産業投資特別会計に出資して、経済成長が別個なところとその予算を振り向けて、財政の膨張をさせていくというような、こういう補正予算の組み方について

では、遺憾ながら、私は反対せざるを得ないのであります。(拍手)

社会党の提案は、満足ではないかもしれせん。しかし、ささやかながら、この組み替えによつて、予算を一部の独占資本の予算から大衆の予算にしようと考えている心組み、その心組みに対して私は賛成し、その動議に賛成するものでございまして。

民社党の案もまた、口ほどでもない案として、私は賛成しかねるわけでございます。

以上申し上げまして、私の政府案反対、わが党賛成の討論を終わるものでございまして。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 受田新吉君。

〔受田新吉君登壇〕

○受田新吉君 私は、民主社会党を代表いたしましたして、政府提出の本年度予算補正二案並びに社会党提出の組み替え案に反対をいたしまして、同時に、わが党提出の政府案組み替え要求に賛成をするものであります。(拍手)

わが党の井堀議員が先ほど提案理由の説明のうちで明らかにいたしました通り、政府案は、補正予算というよりむしろ、本来は当初予算として編成されるべき財源や歳出項目が多分に含まれておるのであります。また、本案に編成されております食糧管理特別会計への繰入金、中学校校舎整備費、公務員給与改善費等は、いずれも明年度予算において継続して計上される

項目でありまして、この意味におきましては、本案は明年度予算の前提となり、接続する十五カ月予算の一端と見て差しつかえないのであります。従つて、政府は、補正予算案提出にあたりまして、補正という名目に隠れて当初予算との関係をあいまいにし、かつ、明年度予算との接続について何らの展望も本国会において明らかにし得なかつた点は、大蔵官僚出身の池田総理を持つ現内閣としては、あまりにも不手ずわであり、かつ、国民に對しまして怠慢、不誠実であると断ぜざるを得ないのであります。

さて、私が政府案に反対をし、わが党提出の組み替え要求動議に賛成する最も大きな理由は、本案における財源の問題についてであります。

政府は、本案におきまして、一千五百億円をこえる租税の自然増収額を歳入補正として計上しております。そうして、本年度の自然増収は大体一千六百三十億円程度にとどまるであろうと推計をしておるのであります。わが党は、このような政府の推計を、失礼でありますけれども、信用することができません。なぜであるかと申し上げますならば、最近の神武景気とか岩戸景気とかいわれておる景気上昇期並びに高原景気の時期における租税収入の算定について、政府当局がいつも後手に回つておることです。毎年度にわたつて、いわゆる租税の自然増収

が当初予算規模の一角にも達しているありさまでありまして、この事実こそは、予算編成をして不当にゆがめしめておるのであります。すなわち、歳入予算の編成におきまして、租税収入は常に過小な見積もりをされております。加うるに過小見積もりが原因となつて、租税収入の自然増という形が不当に膨張し、繰り返され、前年度剰余金収入が毎年度の歳入予算において大きな割合を占めるといふ不健全なる現象を示しておるのであります。

第二は、この不健全なる現象に基づく歳出の不健全性であります。その実例を一つだけここにあげますならば、政府は、本年度当初予算におきまして、生活保護費で扶助すべき対象人員を百四十六万七千人と算定いたしました。わが党は、高原景気が謳歌されながら、一方において生活困窮者が都市に農村にあふれている、この現実を指摘いたしましたして、生活扶助対象を少なくとも二百万人台に増加するよう要求をいたしましたのであります。ついに政府案が原案のまま成立いたしましたことは、まことに遺憾でありました。しかしながら、最近厚生省が発表したしました厚生白書にも明らかな通り、貧富の差はますます拡大をいたしました。生活困窮者、生活保護を受けねば生活のできない、ボーダー・ラインにさまよう気の毒な方々の数は少しも減少していないという実態が明らかにさ

昭和三十一年十二月十七日、衆議院會議第八号、昭和三十一年度一般會計予算補正(第一号)外一件、國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案外二案

六八

れておるのであります。厚生省みずからが、当初予算における生活扶助人員百四十六万七千人という算定は少な過ぎたと告白しておるではありませんか。ところが、今回の補正予算案におきましては、千四百億円をこす租税収入が計上され、そのうち百二十億円は産業投資特別会計へ繰り入れられ、この金額をつくりが輸出銀行への出資に向けられておるのであります。生活保護費は、赤字補てんと、医療扶助と、年末一時涙金の支給で、わずかに三十七億円が計上されているのにすぎません。このうち、医療扶助の人員増加に要した費用と生活扶助者に対する一時扶助金を合計して、わずかに二十七億円でありまして、これを、かりに百四十六万人の生活扶助受給者に平均して配分をいたしますと、一人当たり千八百円程度にすぎません。きのう、厚生大臣の古井さんが、生活保護基準を二六%引き上げたいと言われておりまして、千八百円は、十二月に月割りをしますと一カ月分百五十円、すなわち、まさにスズメの涙にすぎないのであります。今国会へ政府から提案されております特別職給与法案によつて総理大臣の給与が月十五万円から一躍二十五万円に引き上げられるというこの比較におきまして、まことに感なきを得ないのでございます。

さて、一方において、今回の歳出補正では輸出銀行向けの百二十億円が

確保されているという、この現実でございまして、生活扶助受給者に対する生活保障は、国家が全責任を持つ以外には救済の道はありません。しかしながら、輸出銀行に対する出資は、政府の金融政策がよろしきを得ますならば、民間資金に肩がわりすることは可能なのであります。しかも、最近のようには、経済好況がいよいよ曲がりかどに当せんとしておる段階において、は、経済拡大の最前線に立つ鉄鋼業においてさえ、設備投資の繰り延べが表面化しつつあるであります。このときにあつて、輸出入金融について、あくまで国家資金をここに重点的に支出せんとする池田内閣の方針に対して、わが党は大きな疑惑を持たざるを得ないのであります。今回の補正予算の編成においてこそ、池田内閣の大企業偏重が露骨に暴露されたものと断定しても、あえて過言ではありません。ここに私が政府案の歳出補正の基本方針並びに編成の具体的内容において強く反対をする理由があるのであります。わが党の政府案組み替え要求動議こそは、これらの政府案の欠陥をそれぞれ是正した、現段階において最も公正なる補正予算構想であることを確信するものでございます。

なお、社会党提出の組み替え動議につきましましては、御趣旨の大半には賛成をいたし得るのであります。予算審議に必要である計数を全く明らかにしておりませんので、遺憾ながら賛成のしようがないのであります。以上申し上げました趣旨のつとまりまして、自民、社会両党の諸君が何とぞわが党の動議に賛成されるよう心より希望いたします。私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 以上で討論は終局いたしました。よつて、これより採決に入ります。

まず、井手以誠君外十五名提出の昭和三十一年度一般會計予算補正(第一号)外一件の編成替えを求める動議について採決いたします。

井手以誠君外十五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立少数。よつて、井手以誠君外十五名提出の動議は否決されました。

次に、受田新吉君外一名提出、昭和三十一年度一般會計予算補正(第一号)外一件の編成替えを求める動議につき採決いたします。

受田新吉君外一名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立少数。よつて、受田新吉君外一名提出の動議は否決されました。次に、昭和三十一年度一般會計予算補正(第一号)外一件を一括して採決いたします。

両件の委員長の報告はいずれも可決であります。両件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第一 國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第二 日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 昭和三十一年度産米穀に對する所得税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一、國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案、日程第二、日本開發銀行法の一部を改正する法律案、日程第三、昭和三十一年度産米穀に對する所得税の臨時特例に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十一年十二月九日
内閣総理大臣 池田 勇人

國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、國際開發協會(以下「協會」という。)へ加盟するために必要な措置を講じ、及び國際開發協會協定(以下「協定」という。)の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資額)

第二条 政府は、協會に対し、この法律の施行の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第二項(外国為替相場)の基準外国為替相場をいう。)で換算した本邦通貨の金額が百二十億九千二百四十万円に相当する協定第二条第二項(b)に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において出資することができる。

(出資の方法)

第三条 政府は、協會に対し、金又は自由交換可能通貨(協定第二条第二項(d)に規定する自由交換可能通貨をいう。以下同じ。)で、前条の規定による出資をすることができ、

(国債による出資)

第四条 政府は、前条の規定により協會に出資する自由交換可能通貨が本邦通貨である場合には、当該

本邦通貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）第五條第三項から第五項まで（国債の発行条件）及び第六條から第十條まで（国債の償還、国債整理基金特別会計への繰入れ等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同法第五條第四項、第六條及び第七條第一項中「基金又は銀行」とあるのは、「国際開発協会」と読み替えるものとする。

（寄託所の指定）
第五條 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七條（業務）の規定にかかわらず、協定第六條第九項の規定による協会の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條第九号中「及び国際金融公社」を、「国際金融公社及び国際開発協会」に改める。

理 由

国際開発協会への加盟に伴い、同協会に対する出資の額及びその方法等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十五年十二月九日

内閣総理大臣 池田 勇人

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十八條の二の見出し中「借入金」を「借入れ及び債券発行」に改め、同條第一項中「借入金の額」を「借入金の現在額及び第三十七條の二第一項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該債券については、発行済みのものの借換えのため必要があるときは、一時当該額をこえて発行することができる。

第十八條の二第二項中「前項の規定による借入金」を「前項本文の規定による借入れ及び債券発行」に改める。

第十九條第一項中「借入金の利子」の下に、「第三十七條の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子（その発行につき発行価格差減額があるときは、当該発行価格差減額を含む）」を加える。

第二十四條第二項中「借入金の利子」の下に、「第三十七條の二第一項又は第二項の規定により発行する債券の利子」を加える。

第三十七條第一項中「又は」の下に「大蔵大臣の認可を受けて」を加え、同條の次に次の三條を加える。

（外貨債券の発行）
第三十七條の二 日本開発銀行は、第十八條第一項に規定する業務を行なうため必要な資金の財源に充て、外国通貨をもつて表示する債券（以下「外貨債券」という。）を発行することができる。

2 前項に定めるもののほか、日本開発銀行は、外貨債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、外貨債券を発行することができる。

3 日本開発銀行は、大蔵大臣の認可を受けて、外貨債券の発行、償還、利子の支払その他の外貨債券に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、外貨債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府保証）
第三十七條の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、前條第一項の規定により発行する外貨債券に係る債務について、予算の定めるところにより、保証契約をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、政府は、前條第二項の規定により発行する外貨債券に係る債務について保証契約をすることができる。

（利子等の非課税）
第三十七條の四 第三十七條の二第一項又は第二項の規定により発行する外貨債券の利子及びその償還により受けるべき差益（以下本項中「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれら

に準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前項本文に規定する外貨債券の利子で同項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

第三十八條に次のただし書を加える。

ただし、外貨債券に関する事務の遂行上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第五十一条第二号中「承認を」認可又は承認に改め、同条第三号中「怠り又は不実の登記をしたを」怠つたに改め、同条第五号中「資金の借入」を「資金の借入れ若しくは外貨債券の発行」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
日本開発銀行の貸付等の財源の確保に資するため、同行が外貨債券を発行することができることとし、その政府保証その他所要の事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年十二月十七日 衆議院會議録第八号 國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案外二案

昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年十二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十五年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
米穀の生産者が、その生産した昭和三十五年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和三十五年九月二十日（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日）までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和三十六年二月二十八日までに政府に売り渡した場合に、当該生産者の昭和三十五年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第一項第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十五年九月三十日までに売り渡した米穀については、玄米

換算正味六十キログラムにつき、八百円

二 昭和三十五年十月一日から同月十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十五年十月十一日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百四十円

四 昭和三十五年十月二十一日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百六十円

五 昭和三十五年十一月一日から昭和三十六年二月二十八日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
昭和三十五年産米穀につき、事前売渡申込制度の円滑な実施に資するため、事前売渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員理事山中貞則君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕
〔山中貞則君登壇〕

○山中貞則君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、さきに成立した國際開發協會協定に基づき、わが国が國際開發協會に加盟するに伴い必要な措置を規定いたしております。協定によれば、わが国の出資額は三千三百五十九万金圓ドル、すなわち、百二十億九千二百四十万円となっておりますが、政府はこの金額を限度として同協會に對して出資し得ることを規定し、この出資は、金または自由交換可能通貨で行なうこととなっております。なお、自由交換可能通貨として本邦通貨を出資することが認められております。次に、協定によれば、出資額の一部については、それが本邦通貨である円で払い込まれる場合には、本邦通貨の払い込みを國債の交付によつてかえることが認められておりますので、この出資のために、協會に交付する國債の発行等に関して必要な事項を規定いたして

おります。また、協會が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定することとしたしております。

次に、日本開發銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、外国より民間資金を導入するための一つの方法として、日本開發銀行に對貸債券発行の道を開くとするものでありまして、第一に、日本開發銀行は大蔵大臣の認可を受け、外貨債券を発行することができるとし、第二に、外貨債券の発行額の限度は、借入金と合わせ現行の借入金額の二倍までの範囲とし、第三に、政府は、予算の定めるところにより、外貨債券にかかる債務について保証契約をすることができるとし、第四に、外貨債券の利子の非課税及び発行事務の委託等に関する規定を設けるほか、所要の規定の整備を行なつております。

以上が二法律案の内容の概要であります。以上が二法律案は去る九日本委員会に付託され、慎重審議の後、十五日、質疑を終了し、討論に入りました。広瀬委員は、社会党を代表し、両案に對して反対の討論を行ない、次いで採決の結果、両案とも起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、昭和三十五年産米穀について

の所得税の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十五年産の米穀について、従来と同様に、事前売り渡しの申込み制度に基づき政府に米穀を売り渡した者に対し、昭和三十五年分の所得税を軽減しようとするものであります。その軽減の内容もまた従来と同様でありまして、売り渡し時期の区分に応じ、玄米石当たり平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

本案は、審議の結果、去る十五日、質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君） 採決に入ります。日程第一及び第二の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清瀬一郎君） 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第四、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右

国會に提出する。

昭和三十五年十二月十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和

和三十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(国の負担の特例等)

第五条 地方公共団体又はその機関が、政令で定める地域において津波対策事業を施行する場合においては、他の法令の規定により国がその経費の三分の二以上を負担し、又は補助する事業を除き、他の法令の規定により国がその経費の一部を負担し、又は補助する事業にあつては、これらの規定にかかわらず、国の負担率又は補助率を三分の二とし、その他の事業にあつては、国は、その経費の三分の二を補助することができる。

2 国が、前項の政令で定める地域において津波対策事業を施行する場合においては、他の法令の規定により地方公共団体がその経費の三分の一をこえて負担する事業については、これらの規定にかかわらず、地方公共団体の負担率を三分の一とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
津波対策事業の実施を促進するため国の負担の特例等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法(昭和

ある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長加藤高蔵君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔加藤高蔵君登壇〕

○加藤高蔵君 ただいま議題となりました昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

過ぐる第三十四回国会におきまして、本年五月のチリ地震津波により災害を受けた地域の津波対策事業を計画的に実施するため、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法が制定されたのでありますが、この法律に基づく津波対策事業を円滑に実施するため、特に被害の激甚なる地域については津波対策事業に対する国の負担率を引き上げようとするのが、本案の提案された理由であります。

次に、本案の内容について申し上げますと、政令で定める地域において地方公共団体またはその機関が津波対策事業を施行する場合には、国はその経費の三分の二を負担し、また、国が直接で施行する津波対策事業に対する地方公共団体の費用負担についても、その負担を三分の一に軽減しようとするものであります。

本案は、去る十二月十五日日本委員会に付託され、慎重審議を進めて参りましたが、その詳細は會議録に譲ります。かくて、十二月十六日、質疑を終了、討論を省略して直ちに採決の結果、全会一致本案は原案通りこれを可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田龍松君) 採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(久保田龍松君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第五 海外経済協力基金法案(内閣提出)

○副議長(久保田龍松君) 日程第五、海外経済協力基金法案を議題といたします。

海外経済協力基金法案

右

昭和三十五年十二月九日

内閣総理大臣 池田 勇人

海外経済協力基金法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 役員等(第九条―第十九条)

第三章 業務(第二十―第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十二条)

第五章 監督(第三十三条―第三十四条)

第六章 雑則(第三十五条―第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第三十九条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 海外経済協力基金は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「東南アジア等の地域」という。)の産業の開発に寄与するため、その開発に必要な資金で日本輸出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものについてその円滑な

供給を図る等のために必要な業務を行ない、もつて海外經濟協力を促進することを目的とする。

(法人格)
第二条 海外經濟協力基金(以下「基金」といふ。)は、法人とする。

(事務所)
第三条 基金は、事務所を東京都に置く。

(資本金)
第四条 基金の資本金は、次に掲げる金額の合計額とし、政府がその全額を出資する。

一 附則第七条の規定により日本輸出入銀行から承継した資産の金額五十億円

二 附則第八条第二項の規定により日本輸出入銀行から承継した資産に相当する金額

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(定款)

第五条 基金は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項
八 公告の方法

2 定款の変更は、經濟企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第六条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 基金でない者は、海外經濟協力基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 基金に、役員として、総裁一人、理事二人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第十条 総裁は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して基金の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行なう。
3 監事は、基金の業務を監査する。

(役員の任命)

第十一条 総裁及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、総裁が任命する。この場合において、理事のうち一人は、日本輸出入銀行の総裁の推薦に基づき、日本輸出入銀行の理事のうちから任命するものとする。

(役員の任期)

第十二条 役員の任期は、四年とする。

2 日本輸出入銀行の理事のうちから任命された理事は、その任期中に日本輸出入銀行の理事でなくなつたときは、理事の職を退任したものとする。

3 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(役員の解任)

第十四条 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 内閣総理大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができ、

一 心身の故障のための職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるととき。

(役員兼職禁止)

第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、經濟企画庁長官が、役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 基金と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合においては、監事が基金を代表する。

(運営協議会)

第十七条 基金に、運営協議会を置く。
2 運営協議会は、総裁の諮問に応じ、基金の業務の運営に関する重要事項で関係行政機関の所掌事務と密接な関係があるものについて審議する。

3 運営協議会は、前項に規定する事項について、総裁に意見を述べることができ、

4 運営協議会は、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命する委員十五人以内で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。
(職員任命)
第十八条 基金の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員地位)

第十九条 基金の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第二十条 基金は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 東南アジア等の地域の産業の開発に寄与し、かつ、本邦との經濟交流を促進するため緊要と認められる事業(以下「開発事業」といふ。)のために必要な資金を貸し付けること。
二 開発事業の遂行のために必要とある場合において、前号の規定による資金の貸付けに代えて出資すること。

三 開発事業の準備のための調査又は開発事業の試験的実施のために必要な資金を貸し付けること。
四 前三号の業務に関連して必要な開発事業に関する調査を行なうこと。

第二十一条 基金は、次の各号に該当する場合に限り、前条第一号若しくは第三号の資金の貸付け又は同条第二号の出資をすることができ、

一 その開発事業につき日本輸出入銀行及び一般の金融機関から通常の条件により資金の貸付けを受けること又は基金以外の者から出資を受けることが困難であると認められる場合

二 その開発事業に係る事業計画の内容が適切であり、その達成が確実であると認められる場合（業務方法書）

第二十二條 基金は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、資金の貸付けの方法、利率及び期限、出資の方法、元利金の回収の方法並びに事務の委託の要領等を記載しなければならない。

（事務の委託）

第二十三條 基金は、業務方法書の定めるところにより、その事務の一部を日本輸出入銀行に委託することができる。

2 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第十八条の規定にかかわらず、前項の規定による委託に係る事務を行なうことができる。

（金融機関との競争禁止等）

第二十四條 基金は、第一条に掲げる目的にかんがみ、その行なう業務について、日本輸出入銀行の業務との調整に努めるとともに、一般の金融機関と競争してはならない。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第二十五條 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（収入及び支出の予算等の認可）

第二十六條 基金は、毎事業年度開始前に、その事業年度の収入及び

支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十七條 基金は、毎事業年度の決算を翌事業年度の六月三十日まで完了しなければならない。

（財務諸表）

第二十八條 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下次項において「財務諸表」という。）を作成し、決算完了後一月以内に、これを経済企画庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により、財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を含み、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を附しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十九條 基金は、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をりめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（余裕金の運用）

第三十條 基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

三 日本銀行への預金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十一條 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は變更しようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。

（総理府令への委任）

第三十二條 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項の総理府令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第五章 監督

（監督）

第三十三條 基金は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十四條 経済企画庁長官は、必要があると認めるときは、基金に対して報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

（解散）

第三十五條 基金の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第三十六條 経済企画庁長官は、この法律の規定により認可又は承認をしようとするときは、外務大臣、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

第七章 罰則

第三十七條 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条各号に掲げる業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十九條 第七条の規定に違反して海外経済協力基金という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十条までの規定は、同日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（基金の設立）

第二条 内閣総理大臣は、基金の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、基金の設立に關する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、これを経済企画庁長官に提出して設立の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二條第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第七条 基金は、その成立の時に、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第六十九号）第十條第三号の規定により政府から日本輸出入銀行に対し出資されて、五十億円の金額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

第八条 日本輸出入銀行は、昭和三十三年四月一日から前条の規定により資産が承継される日の前日までの期間において、東南アジア開発協力基金の勘定において損益計算上利益を生じたときは、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四條第三項並びに日本輸出入銀行法第三十八條第一項及び第三項の規定にかかわらず、前条の規定により資産が承継される日の前日において当該利益を積立金として積み立てなければならない。

2 基金は、その成立の時に、政令で定めるところにより、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十四條第一項の規定による積立金及び前項の規定による積立金の合計額に相当する資産を日本輸出入銀行から承継するものとし、その承継された金額は、政府から基金に対し出資されたものとする。

（経過規定）

第九条 この法律の施行の際現に海外経済協力基金という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 基金の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終わる。

第十一条 基金の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十六條中「毎事業年度開始前」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第十二條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本開発銀行」の下に「海外経済協力基金」を、「日本開発銀行法」の下に「海外経済協力基金法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十三條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二ノ次に次の一号を加える。

六ノ二ノ三 海外経済協力基金ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十四條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「海外経済協力基金」を加える。

（法人税法の一部改正）

第十五條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「海外経済協力基金」を加える。

（地方税法の一部改正）

第十六條 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「奄美群島復興信用基金」の下に「海外経済協力基金」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

第十七條 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七條第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 海外経済協力基金に関すること。

（経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部改正）

第十八條 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「日本輸出入銀行」を削る。

第十條第三号を次のように改める。

三 削除

第十一條第一項第三号を次のように改め、同条第三項を削る。

三 削除

第十二條第一項中「日本輸出入銀行にあつては、東南アジア開発協力基金の勘定」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 削除

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

（日本輸出入銀行法の一部改正）

第十九條 日本輸出入銀行法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第三項を削る。

第十八條の三「第四條第一項」を「第四條」に改める。

（経過規定）

第二十條 附則第十八條の規定による改正前の経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の規定による日本輸出入銀行の東南アジア開発協力基金の勘定の昭和三十三年度の決算及び損益の処理に関しては、附則第八條に規定するものを除き、なお従前の例による。

理 由

東南アジア等の地域において、わが国が経済協力を行なうことによりその地域の産業の開発に寄与することが要請されている現状にかんがみ、その開発に必要な資金で日本輸

出入銀行及び一般の金融機関から供給を受けることが困難なものの供給の円滑化等を図るため、海外経済協力基金を設立し、もつて海外経済協力を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（久保田鶴松君） 委員長の報告を求めます。 商工委員長中川俊思君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔中川俊思君登壇〕

○中川俊思君 ただいま議題となりました海外経済協力基金法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、東南アジア地域等の開発事業資金の円滑な供給をはかるため、新たに独立の法人格を有する海外経済協力基金を設立し、もつて海外経済協力の積極的推進をはかることを目的として提出されたのであります。

次に、本案の内容を申し上げます。

海外経済協力基金の資本金は、全額政府出資の五十億円余とし、将来必要ある場合は追加出資ができるようになつており、基金の業務といたしましては、東南アジア等の開発事業、その準備調査及び試験的実施等のための投資または融資及び調査等を行なうこととあります。その他、基金の機構、財務

と会計及び監督等について所要の規定を定めたのであります。

本案は、十二月九日当委員会に付託され、十三日追水経済企画庁長官より提案理由の説明を聴取し、自來、數次にわたり慎重な審議を行ない、十六日質疑を終了し、直ちに採決に付しましたところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案には全会一致をもって附帯決議を付することに決しました。

以上、簡單であります。御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 中国地方開発促進法案

(遠藤三郎君外四十二名提出)

日程第七 北陸地方開発促進法案

(田中角榮君外二十二名提出)

○副議長(久保田鶴松君) 日程第六、中国地方開発促進法案、日程第七、北陸地方開発促進法案、右両案を一括して議題といたします。

中国地方開発促進法案

右の議案を提出する。

昭和三十三年十二月九日

提出者

遠藤 三郎外四十二名

賛成者

相川 勝六外三百八十五名

中国地方開発促進法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、中国地方における資源の総合的開発を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「中国地方」とは、鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をいう。

(中国地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、中国地方開発促進法の審議を経て、中国地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、中国地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。

(中国地方開発促進法の設置)

第四条 総理府に、中国地方開発促進法(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総

理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、中国地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があるとき認める場合において、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員三十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員 十人以内

四 関係県の知事 五人

五 関係市長を代表する者 一人

六 関係町村長を代表する者 一人

七 開発促進計画に関し学識経験のある者 七人以内

3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されることができる。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づき命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(開発促進計画に基づく事業の調整)

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関し作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

(開発促進計画の実施に要する経費)

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(地方財政再建促進特別措置法との関係)

第十二条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)に基づき財政再建団体である県(以下「財政再建団体」という。)が開発促進計画に基づく事業で当該財政再建団体に係るものを実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当たつて、これらの事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、開発促進計画に基づく事業を実施する県で財政再建団体以外のものが地方財政再建

促進特別措置法第二十二條第二項の規定により財政の再建を行なう場合においては、当該県について準用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、政令で定める日から施行する。

2 前項ただし書に規定する政令は、開発促進計画が九州地方開発促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づく事業と九州地方開発促進計画に基づく事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。

3 開発促進計画が作成された場合において、中国地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のうち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)

4 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中四国地方開発審議会の項の次に次のように加える。

中国地方開発促進法(昭和三十三年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

(国土総合開発法の一部改正)

5 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は四国地方開発促進計画」を、「四国地方開発促進計画又は中国地方開発促進計画」に改める。

(経済企画庁設置法の一部改正)

6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の四の次に次の一号を加える。

十五の五 中国地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のルの次に次のように加える。

ヲ 中国地方開発促進法(昭和三十三年法律第...号)

(九州地方開発促進法の一部改正)

7 九州地方開発促進法(昭和三十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「鹿児島県及び山口県を」と及び鹿児島県に改める。

第六条第一項中「三十七人」を「三十六人」に、同条第二項第四号中「八人」を「七人」に改める。

理由

中国地方における資源の総合的开发を促進し、国民経済の発展に寄与するため、中国地方開発審議会を設置し、中国地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約五十万円の見込みである。

北陸地方開発促進法案
昭和三十三年十二月十日
提出者
田中 角榮外二十二名
賛成者
安倍晋太郎外四百五十五名

北陸地方開発促進法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、北陸地方における資源の総合的开发を促進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「北陸地方」とは、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。

(北陸地方開発促進計画)

第三条 内閣総理大臣は、北陸地方開発審議会の審議を経て、北陸地方開発促進計画(以下「開発促進計画」という。)を作成するものとする。

2 開発促進計画は、北陸地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的开发の促進

に関する計画とする。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることが出来る。

(北陸地方開発審議会の設置)
第四条 総理府に、北陸地方開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 開発促進計画に基づく事業の実施の推進に関する事項

三 前各号に掲げるもののほか、北陸地方の開発の促進に関する重要事項

2 審議会は、開発促進計画及びこれに基づく事業の実施について必要があるとする場合においては、内閣総理大臣を通じて、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることが出来る。

(審議会の組織)

第六条 審議会は、委員二十八人以上で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

三 関係行政機関の職員 十人以上

四 関係県の知事 三人

五 関係市長を代表する者 一人

六 関係町村長を代表する者 一人

七 開発促進計画に関し学識経験のある者 五人以内

3 前項第七号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第二項第七号の委員は、再任されること出来る。

5 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことと出来る。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(審議会の運営等)

第七条 前条に定めるもののほか、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(資料の提出等の要求)

第八条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることと出来る。

(開発促進計画に基づく事業の実施)

第九条 開発促進計画に基づく事業

は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

（開発促進計画に基づく事業の調整）

第十条 関係行政機関の長は、毎年度、開発促進計画の実施についてその所掌する事項に関して作成した翌年度の事業計画を経済企画庁長官に提出しなければならない。

2 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

3 経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長から開発促進計画に基づく事業の実施に関する資金計画の提出を求め、これについて、前項の規定により調整した事業計画の円滑な実施を図るため、必要な調整を行なうものとする。

（開発促進計画の実施に要する経費）

第十一条 政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開発促進計画が作成された場合において、北陸地方の県に係る当該開発促進計画に基づく事業のう

ち重要なものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条 第一項の表中中国地方開発審議会の項の次に次のように加える。

北陸地方
開発審議
会

（国土総合開発法の一部改正）

4 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条 第二項中「又は中国地方開発促進計画」を「中国地方開発促進計画又は北陸地方開発促進計画」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条 第十五号の五の次に次の一号を加える。

十五の六 北陸地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

7 北陸地方開発促進法（昭和三十一年法律第 号）
第九条に次の一号を加える。

十一 北陸地方の開発の促進に関すること。

理由
北陸地方における資源の総合の開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、北陸地方開発審議会を設置し、北陸地方開発促進計画を作成し、これに基づく事業を円滑に実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約五十万円の見込みである。

○副議長（久保田鶴松君） 委員長の報告を求めます。国土総合開発特別委員長辻寛一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔辻寛一君登壇〕

○辻寛一君 ただいま議題となりました中国地方開発促進法案及び北陸地方開発促進法案につきまして、国土総合開発特別委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

両案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかるものでありまして、その趣旨は、中国地方とは鳥取、島根、岡山、広島及び山口の五県、北陸地方とは富山、石川及び福井の三県の区域をいい、それぞれの地方における資源の総合的開発を促進

し、国民経済の発展に寄与せんとするものであります。

その要旨は、いずれも総理府に中国地方開発審議会、北陸地方開発審議会を設け、内閣総理大臣は、審議会の審議を経て中国地方開発促進計画、北陸地方開発促進計画を作成するものと

し、右計画の実施に対し、政府は必要な資金の確保をはかり、かつ、財政の許す範囲内においてその実施の促進に努めなければならないと規定するほか、経済企画庁長官は、事業計画及び資金計画の調整を行なうものとしてお

ております。

なお、国の負担または補助の割合についての特別の措置については別に法律で定めるものとし、その他、必要な関係法律の一部を改正せんとするものであります。

なお、中国地方開発促進法案におきましては、財政再建団体等が開発促進計画に基づく事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合、自治大臣は、その承認にあたつては特に配慮しなければならないこととしたしております。

両案は、去る十四日日本委員会に付託され、昨十六日、提出者を代表して遠藤三郎君及び田中角榮君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、内閣の意見を聴取した後、討論、採決の結果、中国地方開発促進法案及び北陸地方開発促進法案はいずれも全

会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、両案について、それぞれ、開発を促進するため、直ちに促進計画を樹立し、重要事業に対する国の負担または補助率については、地方財政の実情に即するよう必要な措置を講ずるとともに、地方開発資金の確保並びに運用に万全を期すべきである旨の附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（久保田鶴松君） 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（久保田鶴松君） 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第八 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第九 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

昭和三十三年十二月十七日 衆議院會議録第八号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

七八

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年十二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「八万三千九百円」を「十万八千二百円」に、「五万三千五百円又は四万六千六百円」を「七万五千円又は六万一千二百円」に、「七万六千四百円又は六万五千五百円」を「九万三千二百円又は八万七千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表

判 事 補		判 事										そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	最 高 裁 判 所 長 官	区 分	報 酬 月 額
五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号						
三五、六〇〇円	三八、八〇〇円	四三、二〇〇円	四八、一〇〇円	五四、五〇〇円	七三、六〇〇円	八〇、八〇〇円	八七、〇〇〇円	九三、二〇〇円	九九、三〇〇円	一〇二、六〇〇円	一〇五、五〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円		

簡易裁判所判事

十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号
二〇、五〇〇円	二三、一〇〇円	二四、四〇〇円	三〇、〇〇〇円	三三、二〇〇円	三五、六〇〇円	三八、八〇〇円	四三、二〇〇円	四八、一〇〇円	五四、五〇〇円	六一、二〇〇円	七〇、五〇〇円	七三、六〇〇円	八〇、八〇〇円	二〇、五〇〇円	二三、一〇〇円	二四、四〇〇円	三〇、〇〇〇円	三三、二〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。
- 裁判官が昭和三十三年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年十二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「五万三千五百円又は四万六千六百円」を「七万五千円又は六万一千二百円」に改める。
別表を次のように改める。

別表

区 分	俸 給 月 額	検 事									
		検 事 長	次 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	そ の 他 の 検 事 長	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号
		一八〇,〇〇〇円	一三〇,〇〇〇円	一四〇,〇〇〇円	一三〇,〇〇〇円	一〇五,五〇〇円	一〇二,六〇〇円	九九,三〇〇円	九三,二〇〇円	八七,〇〇〇円	八〇,八〇〇円
						七三,六〇〇円	七〇,五〇〇円	六二,二〇〇円	五四,五〇〇円	四八,一〇〇円	四三,二〇〇円
						三八,八〇〇円					

副 検 事

十 四 号	十 五 号	十 六 号	十 七 号	十 八 号	十 九 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号
三五,六〇〇円	三三,二〇〇円	三〇,〇〇〇円	二四,四〇〇円	二三,一〇〇円	二〇,五〇〇円	五四,五〇〇円	四八,一〇〇円	四三,二〇〇円	三八,八〇〇円	三五,六〇〇円	三三,二〇〇円	三〇,〇〇〇円	二四,四〇〇円	二三,一〇〇円	二〇,五〇〇円	一九,二〇〇円	一八,一〇〇円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。

2 檢察官が昭和三十五年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の檢察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い檢察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十三年十二月十七日 衆議院會議録第八号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。法務委員長池田清志君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔池田清志君登壇〕

○池田清志君 ただいま議題となりました両法案につき、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、政府は、人事院の勧告を尊重し、一般の政府職員の給与の改定を行なうとしておりますが、裁判官及び検察官につきましても、その趣旨によりまして改善をしようとするものであります。すなわち、裁判官及び検察官の報酬または俸給の各月額を増加しようとするものであります。

その増加比率は、これら裁判官の報酬及び検察官の俸給に対応するところの一般政府職員についての各俸給月額の増加比率と同様にしようとするものであります。

法務委員会におきましては、去る十四日法案が付託をされましてから慎重審議を重ねて参りましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、昨十六日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党から反対の討論がありました。次いで、採決の結果、

両法案は多数をもって政府原案通り可決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する

法律案、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案、右四案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十三年十二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十二項」を附則第二十五項に改める。
第五条第一項中「俸給の特別調整額」の下に、「初任給調整手当」を加える。

第八条第六項本文中「その号俸について俸給表に掲げる昇給期間」を「十二月」に改め、同項ただし書中「その昇給期間を」を「十二月の期間」に改め、同条第八項ただし書中「三十六月(行政職俸給表(二)の適用を受ける職員にあつては、二十四月)」を「二十四月(その俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高額である場合にあつては、十八月)」に改める。

第九条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(俸給の支給)

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第九条の二第三項中「前条第一項に規定する期間(月一回に支給するときは、月)」を「月若しくは

前条ただし書に規定する各期間(以下本項において「期間」という。)に改める。
第十条の二の次に次の一条を加える。

(初任給調整手当)

第十条の三 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる官職で人事院規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から三年以内の期間、月額二千元をこえない範囲内の額を、採用の日から一年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
第十九条の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十二條第一項中「三千元」を「四千七百元」に改める。
別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	80,700	58,100	38,600	25,700	19,200	14,800	12,000	8,000
2	83,800	61,200	41,000	27,200	20,500	15,900	12,900	8,300
3	86,900	64,300	43,400	28,700	21,800	17,000	13,800	8,600
4	90,000	67,400	45,900	30,200	23,100	18,100	14,800	8,900
5	93,100	70,500	48,200	31,700	24,400	19,200	15,800	9,300
6	96,200	73,600	50,600	33,200	25,700	20,300	16,900	10,200
7	99,300	76,700	53,100	34,700	27,000	21,400	18,000	11,100
8	102,400	79,800	55,600	36,200	28,300	22,500	19,100	12,000
9	105,500	82,900	58,100	37,700	29,600	23,700	20,200	12,900
10		85,200	60,600	39,500	30,900	24,900	21,300	13,800
11		87,000	62,600	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
12		88,500	64,600	43,100	33,300	27,300	23,400	15,600
13		90,000	66,300	44,900	34,400	28,300	24,300	16,400
14			67,800	46,700	35,300	29,300	25,000	17,000
15				48,500	36,200	30,100	25,700	17,600
16				50,000	36,900	30,900	26,400	18,200
17				51,500	37,600	31,600	27,000	18,700
18				52,800		32,300	27,600	19,200
19				53,900				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	20,200	14,800	12,100	8,100	6,500
2	21,200	15,700	13,000	8,600	6,900
3	22,200	16,600	13,900	9,100	7,300
4	23,200	17,500	14,800	9,700	7,700
5	24,200	18,400	15,700	10,500	8,100
6	25,200	19,300	16,600	11,300	8,500
7	26,200	20,200	17,400	12,100	9,000
8	27,200	21,100	18,200	12,900	9,700
9	28,200	22,000	19,000	13,700	10,400
10	29,200	22,900	19,700	14,500	11,100
11	30,100	23,800	20,400	15,200	11,700
12	31,000	24,700	21,000	15,800	12,300
13	31,900	25,600	21,600	16,400	12,900
14	32,800	26,400	22,200	16,900	13,400
15	33,700	27,200	22,700	17,400	13,900
16	34,600	27,900	23,200	17,900	14,400
17	35,500	28,500	23,700	18,400	14,900
18	36,300	29,100	24,200	18,900	15,400
19	37,100	29,600	24,700	19,400	15,900
20	37,900	30,100	25,200	19,900	16,400
21	38,600	30,600	25,700	20,400	16,900
22	39,300	31,100	26,100	20,900	17,400
23	40,000	31,600	26,500	21,400	17,900
24	40,600	32,100	26,900	21,800	18,400
25	41,200	32,600	27,300	22,200	18,900
26	41,800	33,100	27,700	22,600	19,400
27	42,300	33,600	28,100	23,000	19,800
28	42,800	34,100	28,500	23,400	20,200
29	43,300	34,600	28,900	23,800	20,600
30				24,200	21,000
31					21,400
32					21,800
33					22,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めらるるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	8,700
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,200
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	9,700
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,300
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,100
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	11,900
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	12,800
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	13,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	15,700
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	16,700
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	17,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	18,400
14			50,000	38,100	31,700	27,500	19,100
15			51,500	39,000	32,500	28,200	19,700
16			52,800	39,900	33,300	28,800	20,300
17			53,900	40,800	34,000	29,400	
18					34,700	30,000	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	48,200	38,600	28,300	19,300	13,800	10,800	9,400
2	50,600	41,000	29,900	20,500	14,900	11,800	9,800
3	53,100	43,400	31,500	21,800	16,000	12,800	10,300
4	55,600	45,800	33,100	23,100	17,100	13,800	10,800
5	58,100	48,200	34,700	24,400	18,200	14,900	11,800
6	60,600	50,600	36,300	25,700	19,300	16,000	12,800
7	62,600	52,600	37,900	27,000	20,400	17,100	13,800
8	64,600	54,200	39,500	28,300	21,500	18,200	14,900
9	66,300	55,800	41,300	29,900	22,600	19,300	16,000
10	67,800	57,100	43,100	31,500	23,800	20,400	17,100
11		58,400	44,900	33,100	25,000	21,500	18,200
12		59,700	46,700	34,700	26,200	22,600	19,300
13		61,000	48,500	36,000	27,400	23,700	20,400
14			50,000	37,100	28,600	24,800	21,500
15			51,500	38,000	29,800	25,900	22,600
16			52,800	38,900	31,000	27,000	23,700
17			53,900	39,600	32,000	28,100	24,800
18				40,300	33,000	29,200	25,800
19				41,000	34,000	30,200	26,800
20					34,800	31,200	27,800
21					35,600	32,100	28,700
22					36,400	32,900	29,600
23					37,200	33,700	30,500
24					37,900	34,500	31,200
25						35,200	31,900
26						35,900	32,600
27							33,300
28							33,900

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	9,000	7,300
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,500	7,700
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	10,100	8,100
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,800	8,500
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,700	9,000
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	12,700	9,500
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	13,700	10,100
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	14,700	10,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	15,700	11,600
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	16,700	12,600
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	17,700	13,600
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	18,700	14,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	19,700	15,600
14			50,000	38,100	31,700	27,400	20,700	16,600
15			51,500	39,000	32,500	28,100	21,600	17,400
16			52,800	39,900	33,300	28,800	22,400	18,100
17			53,900	40,800	34,000	29,500	23,100	18,800
18					34,700	30,200	23,800	19,500
19					35,400	30,800	24,500	20,100
20					36,100	31,400	25,200	20,700
21						32,000	25,900	21,300
22						32,600	26,500	21,900
23							27,100	22,500
24							27,700	23,100
25							28,300	23,700

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	41,000	28,600	21,100	15,000	9,500
2	43,500	30,300	22,600	16,200	10,100
3	46,000	32,000	24,100	17,400	10,800
4	48,500	33,800	25,600	18,600	11,700
5	51,000	35,600	27,100	19,800	12,800
6	53,500	37,400	28,600	21,100	13,900
7	56,000	39,200	30,100	22,400	15,000
8	58,500	41,000	31,600	23,700	16,100
9	61,000	42,800	33,100	25,000	17,200
10	63,500	44,600	34,600	26,300	18,300
11	65,500	46,400	36,100	27,600	19,400
12	67,000	48,200	37,600	28,700	20,500
13	68,500	50,000	38,800	29,800	21,400
14	69,800	51,500	40,000	30,900	22,300
15	71,100	52,800	41,000	31,800	23,200
16	72,400	54,100	42,000	32,700	24,100
17	73,700	55,200	42,900	33,600	24,900
18			43,800	34,400	25,600
19				35,200	26,300
20				36,000	27,000
21					27,700
22					28,300
23					28,900
24					29,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	21,100	15,700	10,800	7,500
2	22,300	16,700	11,700	7,900
3	23,500	17,800	12,700	8,400
4	24,700	18,900	13,700	8,900
5	25,900	20,000	14,700	9,400
6	27,100	21,100	15,700	10,000
7	28,300	22,200	16,700	10,800
8	29,500	23,300	17,700	11,600
9	30,700	24,400	18,700	12,500
10	31,900	25,500	19,700	13,400
11	32,900	26,600	20,700	14,300
12	33,900	27,700	21,700	15,200
13	34,900	28,600	22,500	16,100
14	35,900	29,500	23,300	17,100
15	36,900	30,400	24,100	18,100
16	37,900	31,300	24,900	18,900
17	38,900	32,000	25,700	19,500
18	39,900	32,700	26,400	20,100
19	40,800	33,400	27,100	20,700
20	41,700	34,100	27,800	21,300
21	42,600	34,700	28,500	21,900
22	43,400	35,300	29,100	22,500
23	44,200	35,900	29,700	23,100
24	45,000	36,500	30,300	23,700
25	45,800	37,100	30,900	24,300
26	46,600		31,500	24,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額
1	80,700	38,000	24,700	20,200	12,800	9,300
2	83,800	40,600	26,600	21,700	14,000	10,100
3	86,900	43,200	28,500	23,200	15,200	11,000
4	90,000	45,800	30,400	24,700	16,400	11,900
5	93,100	48,400	32,300	26,300	17,600	12,800
6	96,200	51,000	34,200	27,900	18,900	13,900
7	99,300	53,600	36,100	29,500	20,200	15,000
8	102,400	56,200	38,000	31,100	21,500	16,100
9	105,500	58,800	39,900	32,700	22,800	17,300
10		61,400	41,800	34,300	24,100	18,500
11		64,000	43,700	35,900	25,400	19,700
12		66,600	45,600	37,500	26,700	20,900
13		69,200	47,500	39,100	28,000	22,100
14		71,800	49,400	40,700	29,300	23,300
15		74,400	51,300	42,300	30,400	24,400
16		76,500	53,200	43,900	31,500	25,500
17		78,600	55,100	45,500	32,600	26,600
18		80,700	56,700	47,100	33,700	27,700
19		82,600	58,300	48,700	34,800	28,800
20		84,500	59,900	50,300	35,900	29,800
21		86,400	61,300	51,700	37,000	30,800
22		88,200	62,700	53,100	38,000	31,800
23		90,000	63,900	54,500	39,000	32,600
24			65,100	55,700	40,000	33,400
25				56,900	40,900	34,200
26				58,100	41,800	35,000
27				59,100	42,700	35,800
28				60,100	43,600	

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

号 俸	職務の等級		
	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	31,900 ^円	12,800 ^円	8,600 ^円
2	33,500	13,900	8,900
3	35,100	15,000	9,300
4	36,700	16,100	10,100
5	38,300	17,300	10,900
6	39,900	18,500	11,800
7	41,900	19,700	12,800
8	43,900	20,900	13,900
9	45,900	22,100	15,000
10	47,900	23,300	16,100
11	49,900	24,500	17,200
12	51,900	25,700	18,300
13	53,900	26,900	19,400
14	55,900	28,100	20,500
15	57,900	29,300	21,600
16	59,900	30,600	22,700
17	61,900	31,900	23,800
18	63,500	33,200	24,900
19	65,100	34,500	26,000
20	66,500	35,800	27,100
21	67,900	37,100	28,000
22	69,100	38,400	28,900
23	70,300	40,000	29,800
24		41,600	30,600
25		43,200	31,400
26		44,800	32,200
27		46,400	32,800
28		48,000	33,400
29		49,600	34,000
30		50,900	
31		52,200	
32		53,500	
33		54,700	
34		55,900	
35		56,900	
36		57,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	25,000	10,000	8,600
2	26,300	10,900	8,900
3	27,600	11,800	9,300
4	28,900	12,800	10,000
5	30,200	13,800	10,800
6	31,500	14,800	11,700
7	32,800	15,800	12,700
8	34,100	16,900	13,700
9	35,400	18,000	14,700
10	37,100	19,100	15,700
11	38,800	20,200	16,700
12	40,500	21,400	17,700
13	42,200	22,600	18,700
14	43,900	23,800	19,700
15	45,600	25,000	20,700
16	47,300	26,200	21,700
17	49,000	27,400	22,700
18	50,700	28,600	23,500
19	52,400	29,800	24,300
20	53,700	31,000	25,100
21	55,000	32,200	25,800
22	56,300	33,400	26,500
23	57,400	34,600	27,200
24	58,500	35,800	27,800
25	59,600	37,000	28,400
26	60,500	38,200	
27	61,400	39,400	
28		40,600	
29		41,800	
30		43,000	
31		44,100	
32		45,200	
33		46,300	
34		47,200	
35		48,100	
36		49,000	
37		49,800	
38		50,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,000	48,900	34,700	24,400	14,400	12,300	8,000
2	83,800	51,900	36,600	25,800	15,600	13,300	8,300
3	86,900	55,000	38,500	27,200	16,800	14,400	8,600
4	90,000	58,100	40,400	28,700	18,000	15,500	8,900
5	93,100	61,200	42,300	30,200	19,200	16,700	9,300
6	96,200	64,300	44,200	31,700	20,500	17,900	10,300
7	99,300	67,400	46,500	33,200	21,800	19,100	11,300
8	102,400	70,500	48,800	34,700	23,100	20,300	12,300
9	105,500	73,600	51,100	36,200	24,400	21,500	13,300
10		76,200	53,400	37,700	25,700	22,700	14,300
11		78,800	55,700	39,200	27,000	23,900	15,300
12		80,700	58,000	40,700	28,300	25,100	16,300
13		82,300	60,300	42,200	29,700	26,300	17,100
14		83,800	62,200	43,700	31,100	27,500	17,900
15		85,300	64,100	45,200	32,500	28,700	18,500
16			65,800	46,600	33,900	29,700	19,100
17			67,500	48,000	35,300	30,700	19,700
18				49,400	36,700	31,700	20,300
19				50,800	38,100	32,700	
20				52,000	39,500	33,500	
21				53,200	40,600	34,300	
22				54,400	41,700	35,100	
23				55,400	42,800	35,900	
24				56,400	43,700	36,600	
25					44,600	37,300	
26					45,500	38,000	
27					46,300		
28					47,100		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	80,700	52,500	36,100	24,700	15,200
2	83,800	55,000	38,400	26,600	16,400
3	86,900	57,500	40,700	28,500	17,600
4	90,000	60,000	43,000	30,400	18,900
5	93,100	62,500	45,300	32,300	20,200
6	96,200	65,000	47,700	34,200	21,700
7	99,300	67,500	50,100	36,100	23,200
8	102,400	70,000	52,500	38,000	24,700
9	105,500	72,500	54,900	39,900	26,300
10		75,000	57,300	41,800	27,900
11		77,000	59,700	43,700	29,500
12		79,000	62,100	45,600	31,100
13		80,700	63,800	47,500	32,700
14		82,300	65,500	49,400	34,300
15		83,800	67,000	51,300	35,900
16		85,300	68,500	52,800	37,500
17			69,800	54,300	39,100
18			71,100	55,600	40,700
19			72,400	56,900	42,300
20				58,200	43,900
21				59,300	45,300
22				60,400	46,700
23				61,500	47,900
24					49,100
25					50,100
26					51,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

口 医療職俸給表(二)

勤務の 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	42,300 ^円	29,700 ^円	16,700 ^円	12,000 ^円	9,300 ^円	8,300 ^円
2	44,900	31,500	18,000	12,900	10,200	8,600
3	47,500	33,300	19,300	13,800	11,100	8,900
4	50,100	35,100	20,600	14,700	12,000	9,300
5	52,700	36,900	21,900	15,700	12,900	10,200
6	55,300	38,700	23,200	16,700	13,800	11,100
7	57,900	40,500	24,500	17,800	14,700	12,000
8	59,900	42,300	25,800	18,900	15,700	12,900
9	61,900	44,100	27,100	20,000	16,700	13,600
10	63,500	45,900	28,400	21,100	17,700	14,200
11	65,100	47,400	29,700	22,200	18,700	14,800
12	66,500	48,700	31,000	23,400	19,800	15,300
13	67,800	50,000	32,300	24,600	20,900	15,800
14		51,100	33,600	25,800	22,000	
15		52,200	34,700	27,000	23,100	
16		53,300	35,800	28,000	24,000	
17			36,900	29,000	24,800	
18			37,800	29,800	25,500	
19			38,700	30,600	26,100	
20			39,500	31,400	26,700	
21			40,300	32,200	27,300	
22				33,000	27,900	
23				33,700	28,500	
24				34,400		
25				35,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十五年十二月十七日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案

ハ 医療職俸給表(三)

号	俸	職務の等級			
		1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1		22,800	16,800	11,300	8,500
2		24,100	18,000	12,100	9,100
3		25,400	19,200	13,000	9,700
4		26,700	20,400	13,900	10,500
5		28,000	21,600	14,800	11,300
6		29,300	22,800	15,800	12,100
7		30,600	24,000	16,800	12,900
8		31,900	25,200	17,800	13,800
9		33,200	26,400	18,800	14,700
10		34,500	27,600	19,800	15,600
11		35,800	28,800	20,800	16,500
12		37,100	30,000	21,800	17,200
13		38,400	31,000	22,600	17,900
14		39,700	32,000	23,400	18,500
15		40,800	32,800	24,100	19,100
16		41,900	33,600	24,800	19,600
17		43,000	34,300	25,400	20,100
18		43,900	35,000	26,000	20,600
19		44,800	35,700		21,100
20		45,700	36,400		
21		46,400	37,100		
22		47,100	37,800		
23		47,800	38,400		
24		48,500	39,000		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の二部を改正する法律の一部改正) 第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第二十項」を「附則第二十二項」に改める。

附則第四十項を第四十三項とし、第二十一項から第三十九項までを三項ずつ繰り下げ、第十七項から第二十項までを次のように改める。

17 次の各号に掲げる号俸又は俸給月額を受ける職員につき前項の規定により支給される暫定手当の額は、それぞれ当該各号に定めるところにより当該各号に掲げる号俸又は俸給月額ごとに人事院規則で定める。

一 俸給表(行政職俸給表)を除く。の各職務の等級の号俸のうち、それぞれの職務の等級に対応する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)以下「新法」という。に規定する俸給表の各職務の等級の昇給期間欄に掲げる月数が十二月である号俸及びそれらのうちの最高の号俸の直近上位の号俸と号数を同じくする号俸については、それぞれその号俸と号数を同じくする旧法に規定する俸給表の各職務の等級の号俸について

て昭和三十三年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められていた額

二 昭和三十三年改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「新法」という。)第六條の二前段に規定する俸給月額については、それぞれの俸給月額に対応する各俸給表の号俸と号数を同じくする旧法に規定する各俸給表の号俸について昭和三十三年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められていた額

俸給表の各職務の等級の号俸のうち前項第一号に掲げる号俸以外の号俸を受ける職員及び新法第六條の二後段又は第八條第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、前項各号に掲げる号俸又は俸給月額について定められる暫定手当の額を基準として人事院規則で定める。

19 新法第十條の規定による俸給の調整額を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、昭和三十三年改正法による改正前の附則第十九項の規定により暫定手当の額に加算するものとされる額を基準として人事院規則で定める額を、前二項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20 昭和三十三年十月一日以後昭和三十三年改正法(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)

の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、職員の前三項の規定による暫定手当の月額が昭和三十三年改正法による改正前の附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額(以下「旧暫定手当月額」という。)に達しないこととなる期間がある職員については、前三項の規定にかかわらず、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る前三項の規定による暫定手当の月額とみなす。

21 施行日の前日における職員の旧暫定手当月額が、同日における附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、これらの規定による暫定手当の額が施行日の前日における旧暫定手当月額(施行日以降支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22 昭和三十三年十月一日以後施行日の前日までの間において昭和三十三年改正法による改正前の附則第二十項の規定による差額(以下「差額」という。)の加算を受けていた者の当該加算を受けていた期間に係る暫定手当の額は、附則第十七項から附則第

二十項までの規定による暫定手当の額に差額に相当する額を加算した額とし、施行日の前日において差額を受けていた者の施行日以降における暫定手当の額は、その者が施行日以降最初に昇給するまでの間、前五項の規定による暫定手当の額にその者の施行日の前日に受ける差額に相当する額を加算した額とする。

23 職員が施行日以降において一の職務の等級からその職務の等級の属する俸給表における上位の職務の等級に移つた場合に新たに受けることとなる暫定手当の額が、当該等級に移る直前に受けていた暫定手当の額に達しないこととなるときは、当該等級に移る直前に受けていた暫定手当の額(支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合)にあつては、人事院の定める額)に達するまで、当該額をもつてその者の暫定手当の額とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に關する法律(以下「法」といふ)第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(俸給の切替え及び切替えに伴う措置)

2 昭和三十三年十月一日(以下「切替日」といふ)の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員の切替日における号俸は、その者の切替日の前日に受ける号俸を受けていた月数(人事院の定める職員については、当該月数に人事院の定める月数を増減した月数)に当該号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の法に規定する俸給表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数(以下「切替月数」といふ)を十二月で除して得た数(二に満たない端数は、切り捨てる)に一を加えて得た数を号数とする号俸とする。

3 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4 切替日の前日において改正前の法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける職員の切替日における号俸は、前二項の規定にかかわらず、切替日の前日において受ける号俸と号数を同じくする号俸とする。

5 切替日の前日において、改正前の法に規定する教育職俸給表(一)の備考(四)の適用を受ける職員で二等級の十四号俸から十六号俸までの号俸を受けるもの若しくは同表の備考(四)の適用を受ける職員で三等級の十二号俸から十四号俸までの号俸を受けるもの又は教育職俸給表(二)の二等級の職員で二十一号俸から三十一号俸までの号俸を受けるものに対する附則第二項の適用については、切替月数に三月を加えるものとする。

6 改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乘じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員にあつては、人事院規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

7 切替日以後この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ)の施行の日(以下「施行日」といふ)の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額の決定及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間の算定については、人事院の定めるところによる。

8 昭和三十三年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び附則第六項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

9 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

10 附則第二項から前項までに定められるものは、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、人事院規則で定める(給与の内払)

11 改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

12 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「俸給の特別調整額の下に、初任給調整手当」を加える。

(地方自治法の一部改正)

13 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十二条第二項中「扶養手当」の下に、「初任給調整手当」を加える。

理 由

人事院の国会及び内閣に対する昭和三十三年八月八日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額の改定及び十二月十五日に支給する期末手当の増額並びに初任給調整手当の新設を行なうとともに、あわせて俸給の支給方法及び暫定手当に關する規定を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年十二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中、「行政職俸給表(イ)の適用を受ける職員にあつては、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」とを削る。

第十一条第一項を次のように改める。

俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち政令で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、政令で定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができ

第十四条第一項中「事務官等には」の下に「初任給調整手当」を加え、同条第二項中「第十二条から第十三条の二まで」を「第十条の三、第十二条から第十三条の二まで」に改める。

第十九条中「俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

第二十五条第二項中「四千二百円」を「四千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同条第二項中「事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 俸給月額	官職 等級 号俸	参事官等		
		1 等 級	2 等 級	3 等 級
俸 給 月 額	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
120,000	1	65,300	43,400	23,100
	2	68,800	46,100	24,500
	3	72,300	48,800	25,900
	4	75,800	51,500	27,400
	5	79,300	54,200	28,900
	6	82,800	56,900	30,600
	7	86,300	59,700	32,300
	8	89,800	62,500	34,000
	9	93,300	65,300	35,700
	10	95,900	68,100	37,400
	11	97,900	70,400	39,100
	12	99,600	72,700	40,800
	13	101,300	74,600	42,500
	14		76,300	44,500
	15			46,500
	16			48,500
	17			50,500
	18			52,500
	19			54,500
	20			56,300
	21			57,900
	22			59,400
	23			60,600

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
22,000 ^円	19,500 ^円	15,700 ^円	13,100 ^円	11,900 ^円	9,700 ^円	8,500 ^円	7,600 ^円	7,000 ^円
23,300	20,100	16,900	14,300	13,000	10,800	9,100		
24,700	20,800	18,200	15,600	14,200	11,900	9,700		
26,100	22,000	19,400	16,900	15,500	13,000	10,300		
27,500	23,300	20,700	18,200	16,800	14,100			
28,900	24,500	21,900	19,400	17,900	15,200			
30,400	25,800	23,200	20,700	18,900				
31,900	27,100	24,500	21,900	19,800				
33,300	28,500	25,900	23,000	20,600				
34,500	29,800	27,200	24,100	21,400				
35,700	31,200	28,500	25,100					
36,900	32,600	29,600	26,000					
37,900	33,700	30,700	26,900					
38,900	34,800	31,800	27,700					
39,800	35,800	32,700	28,500					
40,700	36,700	33,600						
	37,600	34,500						
	38,400	35,300						
	39,200	36,100						

府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過した

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号 俸	陸海空		将 将 将	陸 海 空	将 将 補	1等陸佐 1等海佐 1等空佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉
	甲		乙	空					
	俸給月額		俸給月額	俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	97,400	71,000	56,500	45,300	38,400	33,000	27,900		
2	101,200	74,600	59,300	48,100	40,300	34,800	29,400		
3	105,000	78,200	62,200	50,900	42,200	36,600	30,900		
4	108,800	81,800	65,100	53,700	44,100	38,400	32,400		
5	112,500	85,400	68,000	56,500	46,000	40,300	34,200		
6		89,000	70,900	59,300	48,100	42,200	36,000		
7		92,600	73,800	62,200	50,200	44,100	37,800		
8		96,200	76,700	65,100	52,300	46,000	39,600		
9		98,800	79,000	68,000	54,400	47,900	41,400		
10		100,900	81,300	70,300	56,400	49,700	42,900		
11			83,300	72,600	58,400	51,500	44,200		
12			85,000	74,600	60,200	53,000	45,400		
13				76,300	61,900	54,500	46,500		
14					63,400	55,800	47,500		
15					64,800	57,000	48,500		
16									
17									
18									
19									

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理ときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。ただし、第十一條第一項、第十四條、第十九條及び第二十七條第二項の改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。(俸給の切替え及び切替えに伴う措置)

2 昭和三十三年十月一日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員の俸給月額、次項、附則第四項及び附則第六項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額をその者が受けていた月数(総理府令で定める職員について、当該月数に総理府令で定める月数を増減した月数)に当該俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の俸給表(旧法別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。))別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。)に定める昇給期間の月の合計月数を加えて得た月数を十二月で除して得た数(一に満たない端数は、切り捨てて)に一を加えて得た数を号数とする改正後の俸給表(この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。))別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の一般職給与法」という。))別表第一から別表第七までをいう。)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員及び同法第五條第二項の規定又は同法同条第四項の規定により準用する改正前の一般職給与法第八條第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

4 切替日の前日において旧法第五條第三項の規定により準用する改正前の一般職給与法第六條の二前段の規定により俸給月額を受けていた事務官等又は旧法別表第二備考の規定により同法同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受けていた自衛官の切替日における俸給額は、それぞれ切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第一(行政職俸給表)、別表第五(教育職俸給表)若しくは別表第六(研究職俸給表)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額又は新法別表第二に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる号俸による額とする。

5 附則第二項及び附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五條第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八條第六項本文又は同法第八項ただし書の規定による昇給については、附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乘じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては政令で定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

6 切替日以後この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における新法の規定による俸給月額の決定及びその俸給月額を受ける期間の算定に

ついては、総理府令で定めるところによる。

7 昭和三十三年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における俸給月額及び附則第五項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

9 附則第二項、附則第六項及び附則第七項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。
昭和三十三年十二月十二日
内閣総理大臣 池田 勇人

10 附則第二項から附則第八項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、政令で定める。

11 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

理由
一般職に属する国家公務員の俸給月額の改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、初任給調整手当を支給できるようにするとともに、俸給の支給に關する規定を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「十一万円」を「十八万円」に改める。
第四條第二項に後段として次のように加える。
この場合において、同条中「四千七百円」とあるのは、「五千八百円」と読み替へるものとする。
第九條中「四千二百円」を「四千七百円」に改める。
別表第一を次のように改める。

附則第二項から附則第八項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、政令で定める。

旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

理由
一般職に属する国家公務員の俸給月額の改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、初任給調整手当を支給できるようにするとともに、俸給の支給に關する規定を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「十一万円」を「十八万円」に改める。
第四條第二項に後段として次のように加える。
この場合において、同条中「四千七百円」とあるのは、「五千八百円」と読み替へるものとする。
第九條中「四千二百円」を「四千七百円」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二五〇、〇〇〇円
国務大臣	
会計検査院長	一八〇、〇〇〇円
人事院総裁	
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
内閣官房長官	一五〇、〇〇〇円
総理府総務長官	
法制局長官	
宮内庁長官	
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員長	一三〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員長	
文化財保護委員会委員長	
地方財政審議会会長	
待従長	
式部官長	一一〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	
労働保険審査会委員	
地方財政審議会委員	
原子力委員会の常勤の委員	一〇〇、〇〇〇円
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	
科学技術会議の常勤の議員	
運輸審議会委員	
東宮大夫	

別表第二を次のように改める。

昭和三十五年十二月十七日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
大 使	五号俸 一五〇、〇〇〇円 四号俸 一三〇、〇〇〇円 三号俸 一一〇、〇〇〇円 二号俸 一〇〇、〇〇〇円 一号俸 九〇、〇〇〇円
公 使	四号俸 一三〇、〇〇〇円 三号俸 一一〇、〇〇〇円 二号俸 一〇〇、〇〇〇円 一号俸 九〇、〇〇〇円
秘 書 官	八号俸 六八、〇〇〇円 七号俸 六一、〇〇〇円 六号俸 五四、〇〇〇円 五号俸 四八、〇〇〇円 四号俸 四二、〇〇〇円 三号俸 三六、〇〇〇円 二号俸 三〇、〇〇〇円 一号俸 二六、〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

附 則

2 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十五年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理 由
一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年十二月十二日

内閣総理大臣 池田 勇人

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律

(行政機関職員定員法の一部改正)

第一条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように改める。

昭和三十三年十二月十七日 衆議院會議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	二、六七八人	
	公正取引委員会	二三八人	
	国家公安委員会	七、六八六八人	うち一、〇〇六人は、警察官とする。
	警察庁	一八八人	
内閣府	土地調整委員会	四二八人	
	首都圏整備委員会	九八二人	
	宮内庁	一、六一七人	
	行政管理庁	五、八七三人	
法務省	北海道開発庁	二、七四六八人	
	防衛庁	四五二八人	
	本庁	一、〇六一人	
	計	二、三、三九三人	
外務省	経済企画庁	四三、五四〇人	
	科学技術庁	一、六五〇人	
	計	四、五、二〇〇人	
	計	二、〇七六八人	
大蔵省	本省	二一、四八七人	
	国税庁	五〇、四六六八人	
	計	七一、九五三三	
	計	六七、七〇九人	
文部省	文化財保護委員会	四二八人	うち六六、〇二四人は、国立学校の職員とする。
	計	六八、一三七八	
	厚生省	四五、五〇六八	
	計	二六、九三一人	
農林省	食糧庁	二七、八七八八	
	林野庁	二七、六一三八	
	水産庁	一、五五八八	
	計	一、五五八八	

通商産業省		計	八三、九八〇人
運輸省	本省	一一、九七九人	
	特許庁	一、〇五五八	
	中小企業庁	一三七八	
	計	一三、一七一八	
郵政省	本省	一一、六五五八	
	船員労働委員会	五四八	
	捕獲審検再審査委員会	五八	
	海上保安庁	一〇、八九六八	
労働省	気象庁	一九七人	
	海難審判庁	五、四二二八	
	計	二八、三二九八	
	計	二七、二〇八二八	
建設省	本省	二一、七六〇八	
	中央労働委員会	八五八	
	公共企業体等労働委員会	一二八八	
	計	二一、九七三三	
自治省	本省	一八、三七六八	
	消防庁	二八五八	
	計	一二一八	
	計	四〇六八	
合 計		六九四、四八二八	

(法制局設置法の一部改正)

第二条 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「五十八人」を「六十人」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表下欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調 達 庁	昭和三十六年二月二十八日	三五八
厚生省 本省	昭和三十六年五月十五日	四五八

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中	昭和三十五年五月十五日	八〇人
	昭和三十六年五月十五日	四五八

に改める。

八〇人

理由
昭和三十五年度における事業予定計画にかんがみ、行政機関に置かれる職員の名定を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔久野忠治君登壇〕

○久野忠治君 ただいま議題となりました四法案につき、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、給与三法案の要旨をごく簡単に申し上げますと、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年八月八日付の人事院勧告を実施するため、関係法律に所要の改正を行なうとするもので、俸給表の改定と期末手当増額等の規定は本年十月一日にさかのぼって適用することとし、その他は昭和三十六年四月一日から施行することとしております。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額に改定等を行なうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、今回の一般職の職員の給与改定に伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められております特別職の職員につきましても、その俸給月額に所要の改定を行なうとするものであります。

以上三法案は、いずれも十二月十二日日本委員会に付託となり、十二月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、慎重審議を行ない、本日質疑を終了いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党提案にかかる修正案がそれぞれ提出され、小笠委員より趣旨説明がなされ、続いて右三法案並びに修正案を一括議題として討論に入りましたところ、日本社会党を代表し

て石橋委員より、民主社会党を代表して受田委員よりそれぞれ反対の意見が述べられ、直ちに採決の結果、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案はいずれも多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決し、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案の要旨は、昭和三十五年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行なうとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の削減を行ない、これを公布の日から施行しようとするものであります。

本案は、十二月十二日日本委員会に付託され、十四日政府より提案理由の説明を聞いたのでありますが、これは、第三十四回国会に提出されて以来継続審査となり、過般の国会解散によって審議未了となりました同名の法案とはほ

同じ内容のものであります。本日、質疑が行なわれた後、小笠委員より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる、定員外の常勤労働者等のうち五千人を定員に組み入れる旨の修正案が提出されました。討論の通告もありませんので、直ちに採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、石橋委員より三党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもって議決いたしました。詳細は会議録に譲ることといたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、別表第一行政職俸給表(一)の改正規定の八等級の項中

「8,000」を「8,100」に改める。

第一条のうち、別表第一行政職俸給表(一)の改正規定の五等級の項中

「5,000」を「5,100」に改める。

第一条のうち、別表第三公安職俸給表(三)の改正規定の八等級の項中

「7,300」を「7,400」に改める。

第一条のうち、別表第四海事職俸給表(四)の改正規定の四等級の項中

「7,500」を「7,600」に改める。

第一条のうち、別表第六研究職俸給表の改正規定の七等級の項中

「8,100」を「8,200」に改める。

第一条のうち、別表第七医療職俸給表(七)の改正規定の四等級の項中

「8,500」を「8,600」に改める。
本修正案施行に要する経費は約五百万円の見込みである。

昭和三十五年十二月十七日 衆議院會議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外三案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
別表第二自衛官俸給表の改正規定の三等陸士、三等海士及び三等空士の項中「7,000」を「7,100」に改め
る。

本修正案施行に要する経費は約二百万円の見込みである。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案に対する修正案

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第一条のうち、第二条第一項の表の改正規定を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府 公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 土地調整委員会 首都圏整備委員会 宮内庁 行政管理庁 北海道開発庁 防衛庁 本庁 關連庁 經濟企画庁 科学技術庁	二、八三九人 二三九人 七、六九四人 一八人 四四人 一、〇〇二人 一、六二六人 六、一七六人 一人 二、七五一人 四六〇人 一、〇八六人	うち一、〇〇六人は、警察官とする。
法務省	本省 司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	四三、七〇五人 一人 一〇人 一、六五三人	うち一〇、六二二人は、検察庁の職員とする。
外務省	本省	四五、三六八人	
大蔵省	本省 国稅庁 計	二、一一二人 二一、六三七人 五〇、五五二人 七二、一八九人	

合	自治省		建設省	労働省		郵政省	運輸省		通商産業省		農林省		厚生省	文部省	
	計	本省 消防庁		計	本省 中央労働委員会 公共企業体等労働委員会		計	本省 船員労働委員会 捕獲審検再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	計	本省 特許庁 中小企業庁	計	本省 食糧庁 林野庁 水産庁		計	本省 文化財保護委員会
計	六九九、二七八人	四一二人	一九、二七二人	一一、〇二三 八五人 一二八人	二七二、一三一人	二八、五四六人	一一、九三二人 五四人 一〇、九一五人 一九八人 五、四四二人	一三、一七七人	一一、九八四人 一、〇五六人 一三七人	八五、三六七人	二七、三〇五人 二八、一六二人 二八、三二一人 一、五七九人	四五、九二五人	六八、六二六人	六八、一九六八 四三〇人	
														うち六六、四九四人は 国立学校の職員とする。	

本則中第二条の次に次の二条を加える。

(憲法調査会法の一部改正)

第三条 憲法調査会法(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「十三人」を「十四人」に改める。

(国防会議の構成等に関する法律の一部改正)

第四条 国防会議の構成等に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「十四人」を「十五人」に改める。

○副議長(久保田鶴松君) 四案中、給与に関する法律案三案につき討論の通告があります。これを許します。西宮弘君。

〔西宮弘君登壇〕

○西宮弘君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題と相なっております。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、同修正案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、同修正案、及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について反対の意を明らかにするものであります。(拍手)

われわれがこれらの法案に対しまして反対をいたしますのは、次の理由でございます。

まず第一に、今回の公務員給与の改正は、官公庁と民間との賃金格差及び標準生計費調査を基礎といたしました。去る八月八日の人事院勧告を、そのまま実施しようとするものであります。しかしながら、人事院勧告自体、下級職員の官民格差を不当に低く抑えておるのであります。今回の改正によっても、なお五千万ないし八千万の格差が依然として残っておるのであります。また、標準生計費につきましても、はなはだしく不当に低くなっておりますのであります。たとえば、東京都において、高校卒業十八才の男子の一日の食費は、わずかに百二十九円であり、一日百二十九円、すなわち、一食わずかに四十三円で食えというのであります。あるいは住宅費におきましては月額千三百八十円、被服費は月額七百九十円、合計いたしますと、一カ月の生計費八千七百四十円にしかならないのであります。このように、とてい生活のできない標準生計費と、不当に低くいたしました官民格差を基礎とした人事院勧告でありますので、それに基づいた給与法案が今回の法案であります。従いまして、われわれは、このような基礎に基づいた給与法案には、あくまでも反対せざるを得ないのであります。(拍手)

第二に、今回の公務員給与の引き上げは、平均二・四%、二千六百八十円といわれておるのでありますが、きわめて上に厚く下に薄いのであります。すなわち、上は二万三千七百円の引き上げに対し、下はわずかに七百元にすぎません。これをパーセントで見ますと、上級官僚に對しましては三七・五%も引き上げておるのでありますが、これに對しまして、下級職員に對してはわずかに九・五%という、まことに僅少な引き上げであります。これでは下級公務員諸君がとうてい納得しないのも当然といわなければなりません。(拍手)まして、七年という長い間、給与の引き上げが全く行なわれなかつたことを考えますときに、なおさらであります。また、最近、池田内閣の経済政策のもとにおきまして、諸物価の高騰はまことにすさまじく、標準家庭におきましても三千円ないし五千円の生計費の増加を来しておる現況でありまして、下級公務員の生活は少しも改善されないのみならず、實質的にはむしろ生活程度は切り下げられることになっておるのであります。このようなはなはだしい上厚下薄でありますことが、反対の第二の理由であります。(拍手)

第三には、公務員給与改善の日を十月一日からとしておる点であります。政府のしばしばの言明から明らかでありますように、人事院勧告を尊重するといふ建前で今回の給与の引き上げを行なうとしておるのであります。しかるに、今回の人事院勧告には、実施の時期を五月とするように勧告されておるのであります。それにもかかわらず、政府は、これを十月実施に切り下げておるのであります。公務員の調停案、仲裁裁定、人事院勧告等を尊重するから違法な行為は行ないないようにと常に主張してきた政府の労働政策、公務員対策を、これでは政府がみずから破壊するものであるといわざるを得ません。(拍手)このような状況のもとでは、今後、公務員諸君の労働運動を違法呼ばわりすること、とうていできないといふことを申し上げておきます。(拍手)

第四に、今回の給与法改正案の内容を検討いたしますときに、公務員諸君の賃金体系改善の要求を全く無視いたしまして、むしろ、賃金体系の改悪を行なうとしておるといふべきであります。すなわち、職階制強化のため、職階給の性格を一段と強めておるのであります。上級官僚を優遇し、その生活と地位を安定させて、特権官僚機構の充実をはかっておる一方、下級公務員に對しましては分裂支配と成績競争を強めようとしておることが特徴的であるのであります。一般行政職の場合、高等学校卒業者の初任給が八千七百円、三十年勤務いたしても二万九千三百円、行政職俸給表(二)におきましては、中学校卒業の初任給が六千五百円、三十年勤務をいたしましてわずかに二万一千円という、まことに低賃金でありまして、給与を上げてもらいたいといひますならば、他人を押しつけ、け落としてしましても成績を上げることにききりやうたらざるを得ない仕組みに相なっておりますのであります。これでは、国民に奉仕すべき公務員が、国民の利益よりも、まず自己の生活を考へて仕事をせざるを得ない結果に相なるのであります。(拍手)

第五に、今回の給与法改正案に見られる低賃金と格差政策、職階制賃金体系をモデルといたしまして、これをあつては地方公務員、公共企業体あるいは民間労働者に対する賃金政策として推し進め、低賃金政策合理化の基礎を作ろうとしておるのであります。さらに、今回の給与法の改正によりまして、公務員を低賃金と一そりの無権利状態につなぎとめまして、このあとに、試験制度や定年制を復活し、あるいは定員法を撤廃し、公務員の首切りと、行政、教育の合理化を進めようとしておるのであります。また、組合専従制限を初めいたしまして、公務員の労働組合権を一そり制限する公務員制度の改悪、あるいは教育基本法の改悪が計画され新安保体制強化のため、一般公務員、教育公務員を権力の尖兵に仕立て上げ、よつてもつて行政、教育の反動化、ファシズム化を企図しておると申さなければなりません。(拍手)従いまして、今回の給与法改正案は、その地ならしの役目になって

昭和三十五年十二月十七日 衆議院會議第八号 昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律 一〇〇

おるのであります。行政、教育の民主化のためにも、公務員に対する生活と権利を保障するというのが日本社会の政策と、全く異なるといわなければなりません。

最後に、政府と公務員の関係は、法的に見ますれば雇用契約であります。が、要するに、労働力の売手と買手の関係にあります。従いまして、労働力の価格であります賃金あるいは労働条件等は、その労働力の買手でありする政府と、売手でありする公務員労働組合との間で、あくまでも労使対等の立場に立つて協議、決定をし、国会の承認を求めることが、近代国家におけるあり方ではないなりません。

(拍手)
以上の諸点から、わが党は、今回の給与諸法案に反対であることを明らかにいたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたします。

三案中、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の委員長の報告は可決、他の二案の委員長の報告は修正であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。

よって、三案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

昭和三十五年五月のチリ地震津波

による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年十二月十日
内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年十二月十日
内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案

昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案、右両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(久保田鶴松君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十五年十二月十日
内閣総理大臣 池田 勇人

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	円	四六、三〇〇
二 土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	円	三、三六〇
1 道路費	道路の延長	一メートルにつき	円	一〇、四〇〇
2 橋りより費	橋りよりの面積	一平方メートルにつき	円	三〇、六五〇
4 3 河川費	河川の延長	一メートルにつき	円	八、三〇〇
港灣費	港灣(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	円	二〇、一〇〇
	港灣(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	円	二〇、一〇〇
	港灣(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	円	二〇、一〇〇

昭和三十三年十二月十七日 衆議院會議録第八号

昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律

一〇一

道府県					市町村				
5	その他の土木費	人口	一人につき	三三八	2	特定償還金	公共事業費等特定の事業費の財源に充てられた地方債に係る元利償還金	一円につき	三五
3	教育費	海岸保全施設の延長	一平方キロメートルにつき	五八三〇〇〇	1	消防費	人口	一人につき	二六三七
1	小学校費	教職員数	一人につき	一八、五八〇	2	土木費	道路の面積	一平方メートルにつき	六五九
2	中学校費	学校数	一校につき	四、六五〇	1	道路費	道路の延長	一メートルにつき	九〇三
3	高等学校費	教職員数	一人につき	一〇、〇〇〇	2	橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	二四七四
4	その他の教育費	生徒数	一人につき	四、六五〇	3	港湾費	木橋の延長	一メートルにつき	五八、六六
		人口	一人につき	一七、七四〇			港湾（漁港を含む）の延長	一メートルにつき	二〇〇〇〇
			一人につき	二二八			港湾（漁港を含む）の延長	一メートルにつき	四、三〇〇
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	五七、八五〇	4	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一八七
4	厚生労働費	町村部人口	一人につき	一八六二			土地地区の面積	一坪につき	四、五八
1	生活保護費	人口	一人につき	八七二	5	その他の土木費	人口	一人につき	二二〇七
2	社会福祉費	人口	一人につき	一六、四六	3	教育費	児童数	一人につき	一、二二〇
3	衛生費	人口	一人につき	一六、四六	1	小学校費	学級数	一学級につき	四、〇三〇
4	労働費	工場事業場労働者数	一人につき	一六、四六	2	中学校費	生徒数	一人につき	一六、五九
		失業者数	一人につき	三、四六〇			学級数	一学級につき	一、一六五
5	産業経済費	耕地の面積	一町歩につき	一、三六〇			生徒数	一学級につき	三、八八五
1	農業行政費	農家数	一戸につき	二、一〇〇			学校数	一校につき	二〇、一九〇
2	林野行政費	林野の面積	一町歩につき	一、三〇〇			生徒数	一人につき	一六、六九〇
3	水産行政費	水産業者数	一人につき	六、六二〇			人口	一人につき	一、五〇二
4	商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	三、四二四			人口	一人につき	四、一九三
6	その他の行政費	道府県税の税額	千円につき	九七六			人口	一人につき	一八七四
1	徴税費	恩給受給権者数	一人につき	三、四六五			人口	一人につき	三、四六五
2	恩給費	人口	一人につき	三、四六五			人口	一人につき	三、四六五
3	その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき	九七六			人口	一人につき	三、四六五
7	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五			人口	一人につき	三、四六五
8	特別地方債償還費	特別の措置として発行を許可された地方債に係る元利償還金	一円につき	一〇〇			人口	一人につき	三、四六五
1	特別措置償還費						人口	一人につき	三、四六五

3	その他の産業 経済費	林業、水産業及び鉱 業の従業者数	一人につき	八五五八
6	その他の行政費			
1	徴税費	市町村税の税額	千円につき	九四二四
2	戸籍住民登録 費	本籍人口	一人につき	二六三八
		世帯数	一世帯につき	二〇七六
3	その他の諸費	人口	一人につき	五五五三
		面積	一平方キロメートルに つき	三三、三六〇〇

7	災害復旧費	災害復旧事業費の財 源に充てた地方債の 元利償還金	一円につき	五
8	特別地方債償還 費	特別の措置として発 行を許可された地方 債に係る元利償還金	一円につき	一〇
1	特別措置償還 費	公共事業費等特定の 事業費の財源に充て られた地方債に係る元 利償還金	一円につき	一〇
2	特定償還費		一円につき	三

第二条 追加予算により昭和三十五

年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額のうち二百四十億円をこえる額については、当該こえる額を限度とし、当該限度内の額を昭和三十五年度内に交付しない、これを法第六条第二項の当該年度の前年度以前の地方交付税でまだ交付していない額として、昭和三十六年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前法の規定によりすでに地方団体に交付された昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、法及び第一条の規定を適用して変更されるべき昭和三十五年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

理 由

地方公務員の給与改定に要する経費を昭和三十五年度分の普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設けるとともに、追加予算により増額された昭和三十五年度分の地方交付税の額の一部を昭和三十六年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長濱田幸雄君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱田幸雄君登壇〕

○濱田幸雄君 ただいま議題となりました二法案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十五年六月、七月、八月、九月及び十月の水害または風水害を受けた地方公共団体のうち、政令で定めるものに対し、チリ地震津波による災害を受けた地方公共団体に對してとりました措置と同様、地方税、使

用料、手数料等の減免により生ずる財政収入の不足を補う場合、または災害対策に通常要する費用の財源とする場合においては、地方財政法の特例として、地方債を発行することができよう措置を講じようとするものであります。

本案は、十二月十日日本委員会に付託され、十五日安井自治大臣より提案理由の説明を聴取いたしました。本十七日質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方公務員の給与改定に要する経費を昭和三十五年度分の普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するため、単位費用の特例を設けるとともに、追加予算により増額された昭和三十五年度分の地方交付税の額、すなわち、三百五十七億円のうち、右の措置に要する約二百四十億円を本年度交付することとし、この額をこえる額につきましては、これを繰り越して昭和三十六年度分の地方交付税の総額に加算することができよう措置することとするものでございます。

本案は、十二月十四日本委員会に付託され、翌十五日安井自治大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審査いたしました。

本案の審査において議論の中心となりました点は、今次の予算補正によって自動的に本年度の地方交付税の総額に加算せらるべき三百五十七億円につ

いて、政府は、さしあたり給与改定に必要な額約二百四十億円程度を交付するにとどめ、これをこえる百十七億円の額は、これを来年度に繰り越して使用できるようにしておるのであります。これは、本来、地方の自主財源たるべき本交付税の使途に条件ないし制限を加えようとするものであつて、本制度の趣旨に反し、地方財政の独立性を侵すものではないか、また、現下の地方財政には、当然交付されるべき財源を翌年度に繰り越すような余裕は全く存在しないではないかというような、そういう意見があつて、かような措置をとる場合、このことが、ひいては今後の本制度の運営並びに地方財政計画策定の上に大きな禍根を残すのではないかという点でありました。これに對して政府からは、本年度はすでに年度も終了しようとしており、かつ、明年度の地方財政の状況は、必ずしも手放しの樂觀を許さないものがあるので、これに對処して一部を繰り越し使用することは、むしろ地方行政の

計画的な運営を保障する意味から適当である」という趣旨の答弁がありました。

本十七日質疑を終了いたしましたところ、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる修正案が提出され、日本社会党安井吉典委員より趣旨弁明がありました。

修正案の要旨は、追加予算により増額された昭和三十五年度分の地方交付税の一部を、昭和三十六年度分の地方交付税の総額に加算して交付することのできる旨の第二条の規定を削除するものであります。

かくて、討論を省略して採決を行ないましたところ、修正案は賛成少数をもって否決、政府原案は賛成多数をもって可決、よって、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) これより採決に入ります。

まず、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に、昭和三十五年度分の地方交付税の特例に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。

よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	池田 勇人君
法務大臣	植木 庚子郎君
外務大臣	小坂 善太郎君
大蔵大臣	水田 三喜男君
文部大臣	荒木 萬壽夫君
厚生大臣	古井 喜實君
農林大臣	周東 英雄君
通商産業大臣	椎名 悦三郎君
運輸大臣	木暮 武太夫君
郵政大臣	小金 義照君
労働大臣	石田 博英君
建設大臣	中村 梅吉君
自治大臣	安井 謙君
国務大臣	池田正之輔君
国務大臣	小澤 佐重喜君
国務大臣	迫水 久常君
国務大臣	西村 直己君
出席政府委員	
内閣官房長官	大平 正芳君
総理府総務次官	藤枝 泉介君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る十四日、内閣から、社会保険審査委員会に隈部英雄君及び細田徳寿君を十一月一日付をもつて、石井通則君を十一月四日付をもつてそれぞれ任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に千金良宗三郎君を任命したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十四日、内閣から、公共企業体等労働委員会委員に兼子一君、峯村光郎君、阪田泰二君、石川吉右衛門君及び銅手真吾君を任命したので、公共企業体等労働関係法第二十条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和三十五年度第一・四半期における予算使用の状況

一、去る十五日、阿部国立国会図書館長代理から清瀬議長宛、昭和三十四年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十三日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房副	津田 實
法制調査部長	守三郎
外務省経済部長	關 守三郎
経済協力部長	

日本専売公 谷川 宏
社監理官

大蔵省主計 上林 英男
局法規課長

大蔵省主計 船後 正道
局給与課長

郵政大臣官 長田 裕二
房人事部長

一、去る十五日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

農林大臣官房長 昌谷 幸
農林省振興局長 齋藤 誠

一、昨十六日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

自治省税務局長 後藤田正晴

(政府委員命令通知受領)

一、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十三日議長において承認した谷川宏および上林英男を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十三日付議長において承認した津田實外三名を十四日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る十五日議長において承認した昌谷幸外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、昨十六日議長において承認した後藤田正晴を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員自然消滅)

一、農林省大臣官房長齋藤誠は農林省振興局長に、農林省振興局長増田盛は農林水産技術会議事務局長に去る

十四日転任したので、その政府委員はそれぞれ自然消滅になった。

(当選証書対照)

一、昨十六日当選証書の対照を終わつた議員は次の通りである。

(議席変更)

一、去る十四日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

二	久保田鶴松君
三	古賀 了君
四	山口 鶴男君
八	大瀬 秀吉君
九	大柴 滋夫君
一三	肥田 次郎君
一四	西宮 弘君
二四	稻村 隆一君
二五	石橋 政嗣君
二六	森本 靖君
三一	岡本 隆一君
三二	石田 有全君
三三	中島 巖君
三四	森島 守人君
三九	松平 忠久君
四〇	石村 英雄君
四一	三鍋 義三君
四二	浅谷 悠蔵君
四三	山田 長司君
四四	芳賀 貴君
四五	松井 政吉君
四六	帆足 計君
四七	武藤 山治君
四八	阿田 利春君
四九	田邊 誠君
五〇	村山 喜一君
五一	吉村 吉雄君
五二	島本 虎三君
五三	松井 誠君

昭和三十三年十二月十七日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

五五	緒方 孝男君	九二	安平 鹿一君
五五	湯山 勇君	一〇〇	日野 吉夫君
五六	田口 誠治君	一〇一	佐藤観次郎君
五七	浅沼 享子君	一〇二	井伊 誠一君
五八	藤原豊次郎君	一〇三	松本 七郎君
五九	勝澤 芳雄君	一〇四	田中綱之進君
六〇	安井 吉典君	一〇五	八百板 正君
六一	横山 利秋君	一〇八	前田榮之助君
六二	井岡 大治君	一〇九	山口シヅエ君
六三	五島 虎雄君	一一〇	戸叶 里子君
六四	河野 正君	一一一	勝岡田清一君
六五	田中 武夫君	一一八	安宅 常彦君
六六	高田 富之君	一一九	坪野 米男君
六七	飛鳥田一雄君	一二〇	橋崎弥之助君
六八	滝井 義高君	一二一	小林 ちづ君
六九	小松 幹君	一二二	二宮 武夫君
七〇	加藤 清二君	一二三	畑 和君
七一	中澤 茂一君	一二四	中村 重光君
七二	石山 權作君	一二五	三木 喜夫君
七三	山口丈太郎君	一二六	山内 広君
七四	川村 慈藏君	一二八	中嶋 英夫君
七五	細迫 兼光君	一二九	角屋堅次郎君
七六	辻原 弘市君	一三〇	堀 昌雄君
七七	橋 兼次郎君	一三一	阪上安太郎君
七八	原 茂君	一三二	東海林 稔君
七九	平岡忠次郎君	一三三	實川 清之君
八〇	八木 一男君	一三四	西村 関一君
八一	横路 節雄君	一三五	渡辺 惣蔵君
八二	片島 港君	一三八	栗原 俊夫君
八三	山中日露史君	一三九	野原 覺君
八四	岡 良一君	一四〇	小林 信一君
八五	穂積 七郎君	一四一	久保田 豊君
八六	坂本 泰良君	一四二	北山 愛郎君
八七	中村 英男君	一四三	井手 以誠君
八八	阿部 五郎君	一四四	西村 力弥君
八九	山崎 始男君	一四五	木原津與志君
九〇	田原 春次君	一五五	小川 豊明君
九一	島上善五郎君	一六一	松原喜之次君
九二	長谷川 保君	一六二	足鹿 覺君

一六九	山花 秀雄君	一七〇	矢尾喜三郎君
一七一	永井勝次郎君	一七二	川俣 清吾君
一八〇	赤松 勇君	一八〇	赤松 勇君
一、昨十六日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。			
一五一	小山 長規君	一七五	辻 寛一君
一七六	山口 好一君	一七六	山口 好一君
一七七	竹山祐太郎君	一八四	島村 一郎君
二二二	山中 貞則君	二二三	大野 市郎君
二二三	飯塚 定輔君	二二四	山口六郎次君
二二五	池田 清志君	二二六	濱田 幸雄君
二二七	北澤 直吉君	二二八	天野 公義君
二二九	田邊 國男君	二九六	木村 公平君
三二六	園田 直君	三三〇	安井誠一郎君
三三六	綾部健太郎君	四〇二	伊藤 郷一君
四四〇	小笠 公昭君	四四六	保科善四郎君
(理事互選)			
一、去る十三日、常任委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。			
地方行政委員会			
金子 岩三君	田中 榮一君	中島 茂喜君	丹羽喬四郎君
吉田 重延君	川村 慈義君	阪上安太郎君	安井 吉典君

社会労働委員会			
理事			
大石 武一君	齊藤 邦吉君	永山 忠則君	藤本 捨助君
柳谷清三郎君	五島 虎雄君	滝井 義高君	八木 一男君
農林水産委員会			
理事			
秋山 利恭君	大野 市郎君	小枝 一雄君	小山 長規君
丹羽 兵助君	石田 宥全君	角屋堅次郎君	芳賀 貢君
商工委員会			
理事			
内田 常雄君	小川 平二君	阿本 茂君	中村 幸八君
長谷川四郎君	板川 正吾君	田中 武夫君	松平 忠久君
通信委員会			
理事			
秋田 大助君	大上 司君	佐藤洋之助君	廣瀬 正雄君
平田田中君	片島 港君	松井 政吉君	森本 靖君
懲罰委員会			
理事			
佐藤 榮作君	保利 茂君	三木 武夫君	風見 章君
三宅 正一君			

建設委員会					
理事					
大倉 三郎君	佐藤虎次郎君	瀬戸山三男君	二階堂 進君		
松澤 雄蔵君	中島 巖君	山中 吾郎君	山中日露史君		
決算委員会					
理事					
田中 彰治君	高橋 英吉君	三和 精一君	小川 豊明君		
高田 富之君	山田 長司君	一、昨十六日、決算委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。			
理事					
太村 公平君	丹羽喬四郎君	(理事補欠選任)			
一、去る十五日、文教委員会において、次の通り理事を補欠選任した。					
理事 竹下 登君(理事原田 憲君去る十五日理事辞任につきその補欠)					
一、昨十六日、建設委員会において、次の通り理事を補欠選任した。					
理事 太村 守江君(理事二階堂 進君昨十六日理事辞任につきその補欠)					
(常任委員辞任)					
一、去る十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。					
法務委員 宇野 宗佑君					
外務委員 森 清君 河野 一郎君					
大蔵委員 大橋 武夫君 山口 好一君					
文教委員					

社会労働委員

小川 半次君 大石 武一君

大橋 武夫君 長谷川 峻君

石井光次郎君 石橋 湛山君

大野 伴陸君 高橋 英吉君

大野 伴陸君 村上 勇君

運輸委員 村 上 勇君

建設委員 吉田 茂君

木村 公平君 吉田 茂君

決算委員 小澤 太郎君 福田 赴夫君

三和 精一君 堤 康次郎君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

三和 精一君 八木 徹雄君

法務委員

淺沼 享子君 片山 哲君

飛鳥田一雄君 田中幾三郎君

大蔵委員 田澤 吉郎君 山崎 巖君

文教委員 原 彪君 湯山 勇君

社会労働委員 永井勝次郎君

多賀谷貞穂君 永井勝次郎君

農林水産委員 湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

湯山 勇君 原 彪君

決算委員

高橋 英吉君 丹羽喬四郎君

堤 康次郎君 三和 精一君

議院運営委員 宇野 宗佑君

大橋 武夫君 大石 武一君

三和 精一君 森 清君

長谷川 峻君 木村 公平君

石橋 湛山君 石井光次郎君

吉田 茂君 大野 伴陸君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

堤 康次郎君 河野 一郎君

農林水産委員

原 彪君 湯山 勇君

建設委員 服部 安司君 片山 哲君

田中幾三郎君 田澤 吉郎君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

田澤 吉郎君 湯山 勇君

前田 正男君

石川 次夫君 山口 好一君

大原 亨君 阿 良一君

岡本 隆一君 久保 三郎君

原 茂君 松前 重義君

内海 清君 遠藤 三郎君

有馬 英治君 金子 一平君

大石 武一君 金子 一平君

齋藤 邦吉君 櫻内 義雄君

島村 一郎君 中馬 辰猪君

辻 寛一君 寺島隆太郎君

床次 徳二君 永山 忠則君

松澤 雄蔵君 南 好雄君

山口六郎次君 渡邊 良夫君

足鹿 覺君 渡邊 良夫君

石山 權作君 片島 港君

東海林 敏君 田中 武夫君

芳賀 貢君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

田中幾三郎君 長谷川 保君

昭和三十三年十二月十七日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

早稲田博士二君 佐野 憲治君
島上善五郎君 堀 昌雄君
科学技術振興対策特別委員会
理事

菅野和太郎君 齋藤 憲三君
中曾根康弘君 中村 幸八君
前田 正男君 石川 次夫君
岡 良一君 原 茂君
国土総合開発特別委員会
理事

遠藤 三郎君 齋藤 邦吉君
中馬 辰猪君 松澤 雄蔵君
山口六郎次君 足鹿 覺君
石山 權作君 片島 港君
(特別委員兼任)

一、去る十四日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員
松浦周太郎君

科学技術振興対策特別委員
木村 守江君

国土総合開発特別委員
東海林 稔君 長谷川 保君
田中幾三郎君

一、去る十五日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
国土総合開発特別委員

大石 武一君 寺島隆太郎君
一、昨十六日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員

金子 一平君 島村 一郎君
永山 忠則君 淡谷 修蔵君
芳賀 貢君 竹下 登君
徳安 實蔵君 橋本 龍伍君
(特別委員補欠兼任)

一、去る十四日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員
早川 崇君
科学技術振興対策特別委員
西村 英一君

国土総合開発特別委員
岡 良一君 三鍋 義三君
内海 清君
一、去る十五日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員
神田 博君 村上 勇君
一、昨十六日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員
竹下 登君 橋本 龍伍君
徳安 實蔵君 前田榮之助君
中村 英男君 金子 一平君
永山 忠則君 島村 一郎君
(議案提出)

一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案

一、去る十四日議員から提出した議案は次の通りである。
国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案(八木一男君外十一名提出)

街燈整備促進法案(川村雄義君外十八名提出)

一、去る十四日内閣から提出した議案は次の通りである。
公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案

昭和三十三年度分の地方交付税の特例に関する法律案

一、去る十五日内閣から提出した議案は次の通りである。
昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案

一、昨十六日議員から提出した議案は次の通りである。
連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣君外十名提出)

沖繩及び小笠原諸島における施政権回復に関する法律案(山本幸一君外四名提出)

(議案付託)
一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

一、去る十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

提出第一四号) 内閣委員会 付託
昭和三十三年度分の地方交付税の特例に関する法律案(内閣提出第二〇号)

地方行政委員会 付託
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一号)

以上二件 法務委員会 付託
公立の中学校の校舎の新築等に要する経費についての国の負担に関する臨時措置法案(内閣提出第一九号)

文教委員会 付託

中国地方開発促進法案(遠藤三郎君外四十二名提出、衆法第一号)
北陸地方開発促進法案(田中角榮君外二十二名提出、衆法第二号)

以上二件 国土総合開発特別委員 付託
一、去る十五日委員会に付託された議案は次の通りである。
昭和三十三年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)

建設委員会 付託
一、昨十六日委員会に付託された議案は次の通りである。
国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案(八木一男君外十一名提出、衆法第三号)

社会労働委員会 付託
(議案送付)
一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中国地方開発促進法案(遠藤三郎君外四十二名提出)
北陸地方開発促進法案(田中角榮君外二十二名提出)

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民年金法中福祉年金の特別の支給に係る規定を除きその他の規定の施行の延期等に関する法律案(八木一男君外十一名提出)

(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日いずれもこれを承認した。

一、調査する事項
地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的
地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致し

一、調査する事項
厚生関係及び労働関係の基
本施策に関する事項

二、社会保険制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を講立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致し

一、調査する事項
厚生関係及び労働関係の基
本施策に関する事項

二、社会保険制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を講立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致し

一、調査する事項
厚生関係及び労働関係の基
本施策に関する事項

二、社会保険制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、対策を講立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によつて国政に関する調査を致し

一、調査する事項
厚生関係及び労働関係の基
本施策に関する事項

二、社会保険制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

たいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十三日

社会労働 山本 猛夫
委員長
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、公益事業に関する事項

四、鉱工業に関する事項

五、商業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

十、鉱業の一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十三日

商工委員長 中川 俊思
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

一、調査する事項

一、郵政事業に関する事項

二、郵政監察に関する事項

三、電気通信に関する事項

四、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

郵政事業、郵政監察及び郵政省所管行政事務の改善を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十三日

通信委員長 山手 満男
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

三、栄典制度調査並びに栄典法案起草のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十四日

内閣委員長 久野 忠治
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体にに関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十四日

農林水産委員長 坂田 英一
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右の各事項の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十四日

運輸委員長 三池 信
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

たいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十四日

建設委員長 加藤 高蔵
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国会の決算審査に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十四日

決算委員長 荒松清十郎
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

一、調査する事項

一、国土計画、地方計画、都市計画、住宅、建築、道路及び河川に関する事項

二、調査の目的

建設行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年十二月十四日

農林水産委員長 坂田 英一
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議長清瀬一郎殿

一、調査する事項

一、去る十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

京浜東北線の増設計画及び武蔵野線の建設計画に関する質問主意書（井堀繁雄君提出）

（答弁書受領）

一、昨十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員井堀繁雄君提出豊州炭鉱

昭和三十五年十二月十七日 衆議院會議録第八号 朗読を省略した議長の報告

災害事故に関する質問に対する答弁書

豊州炭鉱災害事故に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年十二月九日

提出者 井堀 繁雄

衆議院議長清瀬一郎殿

豊州炭鉱災害事故に関する質問主意書

主文書

昭和三十五年九月二十日に発生した福岡県上尊炭業豊州炭鉱の川底陥没による災害事故によつて六十七名に及ぶ犠牲者を出したことが、災害発生に伴つて救出作業及び死体収容作業等の措置は当然すみやかに行なわれたことと思ひが、当該会社及び政府当局はどのような措置をとられたか。

右質問する。

昭和三十五年十二月十六日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員井堀繁雄君提出豊州炭

鉱災害事故に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井堀繁雄君提出豊州

炭鉱災害事故に関する質問に對

する答弁書

豊州炭鉱出水災害に對するり災者の救出作業および死体収容作業については、災害発生直後福岡県保安監督部から部長ほか係官が現地に赴き応急措置に當つたが、災害発生翌日鉱山保安局長ほか係官一名を現地に派遣し、河底陥没孔周辺の古洞調査およびその再陥没防止対策なら

びに坑内出水箇所の防水ダム構築、人車坑道に對する貫通掘進等を含む救出作業計画の立案指導の任に當らせられた。

鉱業権者は、当該計画に基いて作業を続行している。

なお、この作業の進捗状況については、常時報告を求めるほか、福岡県保安監督部が随時現場調査を行なつて作業の監督を行なつてゐる。

現在の取明け状況は、本卸、旧卸、人車卸の三坑道を各箇所四交替で取明け中であり、十二月十二日現在で坑口より約四九〇米の位置まで進んでいる。

なお、豊州炭鉱の被災者の遺族に對する労災保険の遺族補償費および葬祭料は一人平均六三万円、総額約四、〇〇〇万円の見込みであり、これが支給については必要な準備を整えており万全を期している。

なお現在会社側においては見舞金として一律に二万円、その後月約一萬円の生活補給金を支給し、とりあえずの措置をとつてゐる。

右答弁する。

衆議院會議録第六号中正誤

ページ 行 誤 正

二五 一 終り 五 外くの人々 多くの人々
二六 二 不定に 不安に

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)
(配送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三三三三